

分野	I 賠償	分野内の整理	1. 賠償の基準について
----	------	--------	--------------

**1. これまでの取組みと成果の概要（現状）**

- ・集団申し立てを5月29日に実施。7月31日までに14,793名が参加。今後も弁護士と協議しながら進めていく。（→東電側から申立者に不利益な取扱いをしない旨の回答あり。）
- ・財物賠償については、固定資産評価額による評価、平均新築単価による評価、現地調査による評価を選択可能。（→現地調査を実施すると他の評価方式を選択できなくなるという問題も存在。）
- ・津波被災地の財物賠償が示された。（流出家屋を除く所有地などの賠償の実現。家財賠償は帰還困難区域の20%）
- ・他町村との連携に関しては、自治体ごとの状況の違いが顕在化しており、全てを連携していくことは難しい状況。町村会等を通じて、町村間で共通の事項については集約して要望している。

**2. 部会での議論の概要（課題）**

- ・賠償が「生活再建資金」ではなく「損害に対しての賠償」であることは理解しているが、現在の賠償基準では他地域での生活再建は難しいのが現状。また、帰って生活再建をするにも、他地域で生活再建するにも、それぞれに相当の苦労がある。それぞれの努力に報いる賠償となるよう、基準の見直しが必要。
- ・行政が個別の案件に深く関わることは現実的ではないため、賠償基準など全体に関わる部分でしっかりと対応していくことが必要。また、納得のいく賠償基準を求めていくこと以上に、賠償では対応できない部分もでてくるため、賠償以外の生活再建支援策も並行して強化・充実させていく必要がある。
- ・町村ごとの状況の違いなどで、どうしても足並みが揃わない部分があり、統一的な賠償基準を変えていくことが難しくなっている現実もある。
- ・事業者の賠償について、企業は雇用などの面で地域を支えてきた側面があり、現在の、規模を縮小して事業再開せざるを得ない賠償では、復興にも悪影響を及ぼしてしまう。事業者や商工会任せにするのではなく、町としてもしっかりと対応するべきではないか。

**3. 部会からの提言（課題解決のための提言）**

- ①賠償が生活再建のための重要な要素となっていることを考慮して、町として、全体の利益に繋がるよう、引き続き賠償基準の底上げを図っていくこと。また、町村ごとの状況の違いはあるものの、被災地が結束して声をあげられるよう尽力すること。
- ②生活再建を果たすためには、町民それぞれが特別な努力をすることが必要なことを鑑みて、それぞれの努力に報いる賠償となるよう、町としても尽力していくこと。
- ③事業者の賠償については、民事案件に行政がどこまで関与できるかという問題はあるものの、これまで地域を支えてきた企業の社会的な側面を考慮して、町としても商工会などとの情報共有を図ること。
- ④一日も早く町民一人ひとりの生活再建が実現するよう、賠償以外の生活再建支援策についても強化・充実を図っていくこと。

**4. 目的達成のための手法案（課題解決のための具体的なアイデアの提案）**

- ①納得のいく賠償基準の実現のために
  - ・国、東京電力への要望活動の継続
  - ・各自治体で共通する部分について、双葉郡として要望できる仕組みづくり
- ②事業者の賠償への支援について
  - ・商工会などとの連携、情報共有の強化
  - ・事業者の賠償への要望を集約し、国、東京電力へ要望

《提言反映状況》

**① 提言後、今年度内での取組み**

- 3.-① 国や東京電力に対し要望活動を実施
- 3.-② 国や東京電力に対し要望活動を実施
  - ・2013/12/3 原災本部長等へ要望書提出 ⇒ 与党提言に関する要望書
  - ・2013/12/19 内閣総理大臣に賠償についての要望書提出 ⇒ 原賠償の審議に対しての要望
  - ・2014/1/20 株東京電力へ要望書提出 ⇒ 総括基準に基づく精神的損害賠償増額の要求書

**② 平成26年度での提言反映の取組み**

- 3.-① 区域により、賠償に差が出ないように尽力する。被災地の結束は、できる範囲で努力する。
- 3.-② 町民が移住、帰還のどちらを選択した場合でも、それぞれが納得できる賠償基準を求める。
- 3.-③ 営業損害に対する賠償の相談窓口の案内。事業用資産の再取得の賠償を求める。
- 3.-③ 事業再開に向けた商工会との打ち合わせ（定例化予定）の中で、賠償についても情報共有する。
- 3.-④ 今後、町民協働の委員会を設置し、具体的検討を進める。
- 3.-④ 支援制度をとりまとめた「浪江町支援制度概要パンフレット(仮称)」を作成し、全戸に配布予定。

**③ 提言内容に対する今後の取組み方針**

分野	I 賠償	分野内の整理	2. 賠償の情報について
----	------	--------	--------------

**1. これまでの取組みと成果の概要（現状）**

- ・対象者22,168人、請求者21,237人、賠償請求状況は精神的損害に対する賠償は95%程度、財物は請求開始が75%程度まで達しており、計画策定時よりも状況は進展している。ただし、東電発表であり、個人情報保護の観点から請求者の情報は非開示。  
(→未請求者の中には、東電の社員や自らの意思で賠償請求しない人、本来は対象外だが混乱に乗じて仮払い請求を受けたものなども含まれる。本当に請求が困難な方はかなり限られてくる。)
- ・平成25年4月中旬にアンケート実施。30%超の回答。一定程度のニーズ把握等はできたが、自由記述などを中心に賠償に関する噂話や他人の事例を又聞きした情報などが多く、事例集作成などに使用できる情報はほとんど集まらなかった。
- ・賠償の事例集や実績集、財物賠償の計算例などの作成も検討したが、95%の方が請求済みの中で作成しても無用な混乱を招く恐れもあり、作成は実施しない予定。

**2. 部会での議論の概要（課題）**

- ・町民それぞれが、賠償についての知識や認識に違いがあり、混乱している。無料相談会の利用が少ないことなどもニーズがないというよりは、何を相談してよいか分からない状態。
- ・個別具体の事例集や実績集などの必要性はあるものの、不公平感や更なる混乱を招く恐れがあるため、慎重な対応が必要
- ・本来、個別の事例に対応するための相談窓口が機能していない。東京電力の対応者により認められるケースが異なってしまう。また、社員の異動が頻繁で、継続的に相談することが難しい状況。
- ・文書や広報、HPによる周知方法からさらに踏み込まないと、町民に正しい情報を周知するのは難しい。

**3. 部会からの提言（課題解決のための提言）**

- ①賠償に関する基本的な情報を改めて整理し、町民に正しく伝えること。また、周知の際には、自治会長などによる周知・伝達や、送付する文書を開封してもらえるような工夫をこらすなど、より踏み込んだ周知方法を検討し、実施すること。
- ②町民それぞれに事情が異なる個別のケースなどにおいては、相談の受け皿となる東京電力の体制の是正をこれまで以上に強く申し入れるとともに、浪江町役場の相談体制も強化していくこと。また、個別の事例集や実績集については、現時点では無用な混乱を避ける意味でも、無理に作成する必要はないが、今後の賠償の進展や状況の変化に合わせ、必要に応じて作成を検討すること。

**4. 目的達成のための手法案（課題解決のための具体的なアイデアの提案）**

- ①賠償情報の整理
  - ・これまで示されている賠償に関する情報を改めて整理し、分かりやすい形での周知
  - ・今後新たに示されていく事項について、実績集や事例集の作成を検討
- ②情報発信の強化
  - ・自治会長、行政区長、民生委員などとの連携強化による、情報周知体制の構築
  - ・送付物を開封してもらえる方法の検討
  - ・東京電力のテレビCMなど、メディアを使った情報発信策の検討(周囲からの目が厳しくなる点に留意する必要もある)
- ③賠償に関する相談体制の強化
  - ・東京電力の相談体制の是正・強化に向けての要望継続
  - ・無料相談会のテーマを絞ったり、座談会形式で開催するなど、町民が参加しやすい工夫を検討
  - ・自治会長等と連携して、無料相談会の周知を強化
  - ・役場の相談体制の強化
- ④未請求者支援と個人情報保護
  - ・情報開示できるような特例が認められるよう、国、東京電力へ継続要望
  - ・賠償手続きの際に、請求情報を役場に提供できるよう、町民から同意確認する項目を追加するなど、役場が未請求者情報を把握できるような仕組みづくり

**《提言反映状況》**

**① 提言後、今年度内での取組み**

3. -① 広報なみえ11月号から 弁護士 井上 航(産業・賠償対策課主幹)監修による『いつかためになる法律知識コーナー』の連載開始
3. -② 産業・賠償対策課に弁護士を期限付き職員として配置
4. -③ (3. -②に同じ)
4. -④ 東京電力から未請求者情報のデータを受け取り、現在、未請求者の確認をおこなっている

**② 平成26年度での提言反映の取組み**

3. -① 受けた損害に対し、具体的にどのような賠償があるのかを整理して、できるだけ理解しやすい形でH26年度中に町民に提示予定。周知の方法も整理後、広報担当と検討中。
3. -② 東京電力の対応については、機会あるごとに改善を要求する。事例集については、①で対応。

**③ 提言内容に対する今後の取組み方針**

分野	I 賠償	分野内の整理	3. 賠償と自立について
----	------	--------	--------------

**1. これまでの取組みと成果の概要（現状）**

**2. 部会での議論の概要（課題）**

- ・本来は被った損害に対する賠償ではあるが、現実には生活保障と切り離せないものとなっており、賠償が自立の妨げになっている側面は否定できない。
- ・賠償はいつまで続くのかといったことも整理する必要がある。一方で、賠償はいつか終わるという前提で生活を立て直していくことも必要。
- ・自立のために賠償を打ち切ったり、減額したりというのはおかしい話なので、賠償は賠償として、自立は自立として、それぞれしっかりと支援していくことが必要。
- ・自立はお金だけの問題ではなく、最終的には「心」の自立が必要。心のケアや、町民やふるさととの接点を増やしていくことなどが「心」の自立につながるのではないか
- ・自立することが難しい最大の要因は、先が見えないこと。基本的人権すら守られていないほど、自立するための前提が整っていない。

**3. 部会からの提言（課題解決のための提言）**

- ①被った損害に対する賠償は継続的にしっかりと求めていくものの、一人ひとりの生活再建が賠償に完全に依存することのないよう、自立支援や生活再建支援策の充実を図ること。
- ②町民それぞれが自立していくために、一人ひとりが将来像を描けるよう、町としても将来的な見通しを早急に示すとともに、復興の動きを可視化し、一人ひとりが次の段階に移行していくための前提を整えていくこと。また、心から自立していくために、これまで以上に心のケアや、町民同士やふるさととの繋がりや接点を充実させること。

**4. 目的達成のための手法案（課題解決のための具体的なアイデアの提案）**

- ①自立するうえでの前提の整理
  - ・先を考えるためにも、賠償の終期を具体化。
  - ・ふるさとの再生、町外コミュニティなど、未だ不透明な今後の選択肢の早急な明確化や、具体的に復興が進んでいる姿の可視化。
- ②自立するための支援
  - ・生きがいづくりや絆の維持など、心のケアの強化（※健康管理分野の提言を参照）
  - ・避難生活の中での自立支援策の検討
  - ・復興支援員や避難先在住の町民と連携した、町民同士の交流機会や、町との繋がり維持
  - ・町長からのメッセージが町民に直に届くような仕組みづくり

**《提言反映状況》**

**① 提言後、今年度内での取組み**

3. -① 国に対し引き続き要望中  
一部、新たに創設される福島再生加速化交付金により、町内での事業再開者への支援メニューが制度化された。
3. -② 広報なみえ、町ホームページにて、復旧・復興の状況や事業再開者紹介
3. -② 交流会については、町民主催に切り替え、継続していく。

**② 平成26年度での提言反映の取組み**

3. -① 支援制度をとりまとめた「浪江町支援制度概要パンフレット(仮称)」を作成し、全戸に配布予定
3. -② まちづくり・農業・水産業の分野で町民協働の委員会で検討を進め、今後の見通しを提示していく
3. -④ 今後、町民協働の委員会を設置し、具体的検討を進める。

**③ 提言内容に対する今後の取組み方針**

分野	Ⅱ 就労・事業再開	分野内の整理	1. 事業再開について
----	-----------	--------	-------------

**1. これまでの取組みと成果の概要（現状）**

- ・事業再開について、国の補助メニューなどを、事業者にとって使い勝手の良いものとなるよう、継続的に要望等を行っている。一方で、町独自の事業再開支援策を展開できていない面もある。
- ・事業再開の際に補助メニューの紹介などは行っているものの、再開後の経営状況などの追跡把握まではできていないのが現状。
- ・区域見直しによって、町内での事業再開が可能となったものの、事業再開により、町民に無用な被ばくをさせよう、放射性物質が拡散する恐れがあるといった観点もあり、全ての事業者の意向の通りに再開できる状況にも至っていない。そういった状況の中で、町としてこういった形で町内での事業再開を支援していくのかしっかりと検討していく必要がある。

**2. 部会での議論の概要（課題）**

- ・事業再開のための補助も改善されてきているが、未だ原子力災害被災事業者が求めているものとはかけ離れている。時間や実状に沿って補助メニューも変わっていくことや、原子力災害に特化した補助メニューの創出が必要。
- ・商圈や信用など、これまで地域の中で育ててきたものが奪われた中での事業再開は、どうしても補助に支えられたものになってしまう。町内での事業再開も、利益や採算性よりも、町内で再開したいという想いが大きい。補助や賠償が打ち切られても困らないような環境整備や支援策が必要。
- ・避難先では、地元事業者との関係の中で再開が難しいケースもある。町外コミュニティの中で安心して再開できる環境が必要ではないか。
- ・復興のためには町内低線量地域での事業再開を積極的に支援していくべきとの想いもあるが、一方で原発事故が収束していない中で、本当にそれでいいのかと思う部分もある。先行きが不透明な中で、企業としてのビジョンが描けず、再開したいという想いはあるが、どうしても様子見になってしまう。
- ・避難先、町外コミュニティ、ふるさと、それぞれの場所での成功事例をたくさん作っていくことで、それぞれの場所での道が見えてくるのではないかと。また、事業再開のためには、事業再開後のフォローアップや、継続的な情報発信をしっかりと行っていくことが必要。
- ・マンパワー不足の中で難しい部分もあるが、受け身での支援だけでなく、町側からの積極的なアプローチが必要。特に、情報発信の面では情報の伝え手と受け手のミスマッチを解消していく必要がある。
- ・国、県、東電などの事業で、災害によって増えた仕事などは、地元発注で地域の事業者や雇用を支えるような仕組みではできないか。そういう誠意の在り方もあるのではないかと。

**3. 部会からの提言（課題解決のための提言）**

- ①原子力災害に被災した事業者のニーズに沿った補助事業や支援メニューとなるよう、引き続き事業者の声を集約し、国や県に既存事業の改善や新制度の創出を要望していくこと。また、国・県・町や東京電力における復興事業などで被災事業者を積極的に活用していく方法を模索すること。
- ②避難先、町外コミュニティ、ふるさと浪江、それぞれの場所で事業再開の選択ができるよう、早急に将来像を示していくとともに、再開環境の整備に尽力すること。
- ③町としても、事業再開までの支援だけでなく、再開後のフォローアップなど、これまで以上に踏み込んだ支援の在り方を検討すること。また、受け身での支援だけでなく、再開事例のPRといった積極的な情報発信など、町側からのアプローチを充実していくこと。

**4. 目的達成のための手法案（課題解決のための具体的なアイデアの提案）**

- ①事業再開支援
  - ・商工会とのより一層の連携強化
  - ・事業者の事業再開後のフォローアップを含めた支援策の検討
  - ・事業者の実情に合った補助メニューなどを国、県に継続的に要望
  - ・国、県、東京電力等の復興事業における地元事業者の活用方法の検討
  - ・事業再開状況や、再開に向けての実体験などを町民に継続的に周知
- ②町外での事業再開環境
  - ・町外コミュニティにおける安心して事業再開できる環境の整備
- ③町内の事業再開環境
  - ・事業所名義の通行証の発行検討(業務用の車や顧客の車で立入りできないことが障害になっている)
  - ・町内事業再開状況などを町民に継続的に周知

## 《提言反映状況》

### ① 提言後、今年度内での取組み

- 3.-① 事業者より寄せられた要望等の解決のための国や県への要望や内部協議
  - ◆浄化槽ニーズ ・復興推進課と連携し国へ要望、福島復興加速化交付金にてメニュー化
  - ・中小企業庁へ要望、グループ補助金を利用しての対応が可能となった
  - ◆立入要件の緩和 手続きの簡素化の必要性を生活支援課と共有
  - ◆既存補助金の運用 グループ補助金の使い勝手が悪い。経産省本省、東北経済産業局へ要望
  - ※3.-②避難先での事業再開支援を含む。
- 3.-① 国の復興事業における地元業者の活用
  - ・国への各種要望に提言前より記載しているところ
  - ・除染の実施に伴い、商工会が主体となり町内事業者の受発注の取りまとめを元受と連携し実施
- 3.-③ 再開事例のPR(4.-①事業再開状況、再開に向けての実体験などを町民に継続的に周知)
  - ◆広報への掲載 町内外での再開事業者の紹介
  - ◆ふれあいニュースレターへの掲載 内閣府発行の被災地の情報発信のための広報誌で町内再開事業所を掲載しているところだが町では再開までの道のり、事業者の想いなどを取材している

### ② 平成26年度での提言反映の取組み

- 4.-① ・商工会とのより一層の連携強化
  - ⇒商工会との打合せの定例化を予定
  - ・事業者の事業再開後のフォローアップを含めた支援策の検討
  - ⇒再開している事業者訪問を実施予定
- 3.-② ふるさと浪江での再開環境の整備
  - ⇒福島復興加速化交付金のメニューである工業団地造成の利活用検討
  - ⇒津波立地補助金のメニューである公設の商業施設整備の利活用検討
  - ⇒町内の将来像については、町民協働のまちづくり委員会で具体的検討をおこなう

※4.の目的達成のための手法案にあり、25年度より取り組んでいたものも継続実施

### ③ 提言内容に対する今後の取組み方針

- 4.-① 県、東京電力等の復興事業における地元業者の活用方法の検討
  - ⇒発注者に対して、可能な限り地元企業を活用するように要望している
- 4.-② 町外コミュニティにおける安心して事業再開できる環境の整備
  - ⇒町外コミュニティ整備に併せて、活用可能な補助事業を踏まえて商工会加入事業者へ事業再開に関する説明を実施する

分野	Ⅱ 就労・事業再開	分野内の整理	2. 就労について
----	-----------	--------	-----------

**1. これまでの取組みと成果の概要（現状）**

- ・これまでのアンケート調査では、半数の方が無職、2割の方が休職中という状況。また事業再開状況も2割程度である。若年層のアンケートの回収率が高くないこともあり、正確なデータとは言い難い。今後、就労についての詳細なアンケートを検討している。
- ・また、就労に繋がる補助メニューや技能訓練等の情報発信、就業相談会等を実施しているが、利用者もほとんどおらず、有効な手立てとなっていない。

**2. 部会での議論の概要（課題）**

- ・避難先や年齢、避難生活状況などの違いにより、就労の意識は様々。より詳細な実態調査が必要であり、正確に把握するためにも若年層の回答率をあげる工夫が必要。
- ・復興は役場だけでは困難であり、町民の力を使っていく必要がある。町民が力を発揮する受け皿として復興会社（仮）やまちづくり会社（仮）という就労の場が必要ではないか。
- ・避難先での就労が進むと避難先での定住にもつながり、ふるさとの再生と相反する部分があるのではないかと。（→ふるさとか避難先かに関わらず、まずはそれぞれの生活再建の手立てとして考えることが重要。）

**3. 部会からの提言（課題解決のための提言）**

- ①現時点の就労支援策が有効な手立てとなっていないことを考慮し、まずは詳細な実態調査を行い、町民の就労の意向を把握したうえで、実情にあった支援策の検討を行うこと。また、実態調査にあたっては、若年層からも十分な回答が得られるように工夫すること。
- ②町民それぞれが次の段階に移行していくために、場所に関わらず就労を支援していくこと。特に、雇用の場が失われている浪江においては、復興やまちづくりに関わる仕事の場が確保できるよう、引き続き検討を深めていくこと。

**4. 目的達成のための手法案（課題解決のための具体的なアイデアの提案）**

- ①就労実態の把握
  - ・就労に関する実態調査の実施と、若年層の回答率を向上させる調査方法の検討
- ②復興業務による雇用の場の確保
  - ・生活再建の中間ステップとして、除染作業などによる雇用の場の確保
  - ・復興会社（仮）による復興事業の展開など、雇用の場の確保と一体となった復興の推進
  - ・語り部を養成したうえで被災地視察の対応などを任せるなど、風評対策と一体となった雇用の場の確保の検討

《提言反映状況》

**① 提言後、今年度内での取組み**

- 3.-①、4.-① **就労に関する実態調査**  
⇒国事業により、就労実態アンケートをH26.1月に実施（20～50代の町民1,500人の抽出調査）
  - 4.-② 除染作業などによる雇用の場の確保  
⇒県（相双雇用促進協議会）とタイアップし、除染と重機運転資格取得講習をH26.3月実施
- ※3.-②の就労支援としては、国や県による就職相談、就職セミナーの紹介は引き続き実施しているところ

**② 平成26年度での提言反映の取組み**

- 3.-① 就労に関する実態調査結果の検証  
⇒就労実態調査結果を検証し、支援策を検討する  
⇒再度の意向調査の必要性があった際は、若年層の回答率の向上も踏まえて実施
- 4.-② 語り部を養成したうえでの被災地視察対応での雇用の場の創出  
⇒被災地の視察の可否について、町として検討を進める

**③ 提言内容に対する今後の取組み方針**

- 4.-② 復興会社（仮）による雇用の確保  
⇒町としての検討に至っていないので、今後、整理をおこなう  
※対象になる可能性がある組織
  - ・（特非）まちづくりNPO新町なみえ H25年度地域づくり総務大臣表彰団体表彰受賞
  - ・（株）東遊記 現在活動休止中
  - ・（社）なみえ復活応援プロジェクト（株）ニーズが主体となった一般社団法人

分野	Ⅱ 就労・事業再開	分野内の整理	3. 産業再生について
----	-----------	--------	-------------

**1. これまでの取組みと成果の概要（現状）**

- ・復興計画【第一次】において、原子力発電関連産業に代わるすそ野の広い産業の誘致を推進していく方向性を整理。
- ・農業については、浪江町地域農業再生協議会において、今後の農業の方向性等を検討中。また、復興組合（仮）を組織して農地保全等を進めていくことを検討中。
- ・水産業については、「浪江町の新しい水産業デザイン実現化事業」を実施中。事業の中で、浪江町水産業協働委員会において、今後の水産業の方向性を検討中。また、平成27年度の漁港の一部復旧に合わせて本格的な事業展開を想定。
- ・林業については、木質バイオマス発電と除染の一体的な推進による林業再生の方向性を模索中。

**2. 部会での議論の概要（課題）**

- ・中長期的には原発産業に代わる、すそ野の広い産業の誘致により地域経済を再生させていくことが重要であり、その下地を整える意味でも、また町内での生活再建を可能とする意味でも、まずは町内においても事業再開や雇用の場などを確保していくことが必要。
- ・産業再生にあたっては、まち全体のデザインが必要であり、全体の中の産業再生の姿が見えて具体的な議論ができるのではないかと。
- ・企業誘致にあたっては、浪江町単独で進めていくのは相当に困難。広域的な視点で考えることや、国・県の主体的な関わりが必要。
- ・農地がきれいな状態をみると「復興している」という実感が湧く。農業基盤の再生が第一歩であり、農地や林地の保全を進めていくべきではないかと。
- ・再生している経過が見えることで復興の気運が高まる。復興の見える化を図っていくことが大事ではないかと。

**3. 部会からの提言（課題解決のための提言）**

- ① 今後の地域経済を支える企業誘致を進めていくために、継続的に誘致産業の検討を進めるとともに、企業誘致を可能とするよう町内の環境整備を進めること。また、国・県・町が一丸となって産業再生の在り方を模索し、実現していくこと。
- ② 大規模な企業誘致には相当の時間を要するため、短期的には町内での事業再開や雇用の場の確保に努めること。また、今後の復旧・復興を進めていく際の昼間人口の増加などを見据えて検討を進めていくこと。
- ③ 第一次産業の再生にあたっては、農地の保全など現時点で可能な限り産業基盤を保全・再生しておくこと。また、再生協議会や復興組合（仮）などの一次産業の今後の方向性を検討する場において、一次産業の担い手が参画した中で議論を深めていくこと、さらに議論の結果を即時性をもって町民に周知すること。

**4. 目的達成のための手法案（課題解決のための具体的なアイデアの提案）**

- ① 産業再生に至るまでの短期的な取組み
  - ・除染やインフラ復旧等の作業員などの昼間人口の増加に合わせた、中間ステップとしての町内産業の方向性の検討
- ② 企業誘致
  - ・将来的な誘致を見据えて、工業団地整備や優遇策等を検討
  - ・福島県や町村会等を通じて、双葉郡としての企業誘致戦略を横断的に検討
- ③ 一次産業の再生
  - ・復興組合（仮）における農地保全の実施
  - ・再生協議会等での検討結果の周知、共有

**《提言反映状況》**

**① 提言後、今年度内での取組み**

- 3.-① 福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会（国・県・有識者・町村会などで構成）において検討開始（赤羽 原子力災害現地対策本部長を座長とする研究会）⇒H27年度 政府予算への反映にむけて検討中
- 3.-② 町内企業等への町内での再開支援等
  - ・個別の事前協議実施により、それぞれの事業者に寄り添った再開支援を展開中
  - ・H25.11月町長による浪江町内での大規模工場所有企業の訪問実施（日立化成、日本プレーキ、エスエス）
- 3.-③ 農業＝・農業者が主体となった町民協働による「浪江町の農業、農地を考える会」を立ち上げ、除染後の農地保全の在り方、営農について検討を進めている
  - ・再生協議会での農業全般に関する検討を進めている
  - ・復興組合の設立支援（H26.2.22酒田で設立。立野下、高瀬行政区でも設立に向け打合せ中）
  - ・復興庁スキームにより、農業関係の人員を新たに配置し、体制強化を図る
- 3.-③ 水産業＝町民協働による「新しい水産業デザイン実現WG」を組織し検討中
- 3.-③、4.-③ 農林水産業については、実施事業や検討状況を毎月広報で周知しているところ（25.10月号より）。また、議事録やアンケート結果等をHPに掲載。

**② 平成26年度での提言反映の取組み**

- 3.-② 町内での昼間人口増加への対応
    - ・大手コンビニ、商工会へH25年中に小売業の再開打診済。津波立地補助金のメニューである公設の商業施設整備の利活用などにより、利便性の向上に努めていく予定
  - 3.-② 新たに創設された福島復興加速化交付金メニューにより町内事業再開業者への支援を行う。
    - ・下水道代替施設として、合併浄化槽の設置など
    - ・工業団地造成の検討
  - 3.-③、4.-③ 復興組合の設立支援による、除染後の農地保全、営農に向けた取組みを実施
- ※4.-③、町民への周知については継続して実施

**③ 提言内容に対する今後の取組み方針**

- ◆ 産業再生のための町の考え方の整理（3.-①関連）  
 現在町では、健康被害の懸念から除染前のあらゆる活動について自粛を求めている。そのことが、産業再生に関しては規制としてはたらいっているため、以下などについての再検討が必要。
  - ・再開を希望する事業者と除染実施行政区の不一致→希望する事業者の優先除染の可否
  - ・事業系廃棄物の先行処分→外部への持ち出し焼却や仮置き可否
  - ・ゲートの混雑、手続きが面倒、営業上の不便になっている→事業者への立入に関する緩和の可否
- ◆ まちづくり計画を踏まえての、中間的な町内産業の方向性、新たな産業の検討（3.-①、3.-②関連）  
 今年度中にまちづくりの方針が示されるので、都市計画法などにも基づいた具体的な検討を進める。

分野	IV 健康管理	分野内の整理	1. 放射線による健康被害の未然防止について
----	---------	--------	------------------------

**1. これまでの取組みと成果の概要（現状）**

- ・内部被ばく検査の受診率は約6割。県外の検査体制が課題となっている。
- ・県が移動式(バス)ホールボディカウンターを所有しており、町の検査装置でも実施している。
- ・内部被ばく検査は、第二回目を受診することにより、第一回目と比較可能になる。また、被ばく線量の多寡について、避難場所による特定の傾向はない。
- ・内部被ばくの検査結果については、子供は代謝が早いために未検出となっている一方、高齢者は体内に蓄積されるため、限界値を超えることがある。
- ・甲状腺検査は、町独自の検査(2年に1回)と県の検査(2年に1回)を合わせて毎年実施している。
- ・甲状腺検査は、18才以下で約500名が未実施。専門家がいる病院などで受診できるため、実施できる場所が比較的多い。
- ・線量計は震災時の世帯に1つずつ配布しているが、今は分かれて住んでいるケースが多いので、使っていない方の分を追加で欲しい方にまわしている。
- ・線量計の校正(点検)をおこなうとともに、各仮設で線量計の使い方の説明会を実施している。
- ・健康管理手帳を21, 212人に配布。検査結果の記帳の説明や啓発を実施。

**2. 部会での議論の概要（課題）**

- ・人によって放射線に対する理解や意識の程度が異なっている。更に、放射線による健康への影響は、専門家によって見解が異なっているため、不安の増大を招いている。
- ・検査の受診の目的や理由の理解が浸透していないことが検査率低下の一因ではないか。
- ・線量計の使い方が正しく理解されておらず、測り方によって数値の誤差が出ることで、誤解を広め、町民の不安につながっている。
- ・町独自の検査や国保、社保の検査など、検査の種類が多くまぎらわしいため、結局、検査を受けないままになってしまう。また、検査データの管理が重複している。

**3. 部会からの提言（課題解決のための提言）**

- ①放射線や線量計に対する町民の更なる理解向上のため、従来の文章を中心とした情報発信だけでなく、新たな手法を試みる。
- ②各種検査の趣旨普及に努め、町民の意識向上を図るとともに、更なる受診環境の改善に努めること。趣旨普及に当たっては、自治会や行政区長、民生委員との連携や、交流会などの活用を検討すること。
- ③放射線健康管理施策の推進に当たっては、その情報管理も含め、県民健康管理調査など国県施策との連携に努めること。

**4. 目的達成のための手法案（課題解決のための具体的なアイデアの提案）**

- ①放射線の理解向上に向けた新たな施策
  - ・イラストを用いたパンフレットの作成
  - ・職員や復興支援員から町民に対しての直接説明
  - ・食品検査の体験会。検査の簡略化。検査機器の学校などへの貸し出し
  - ・土日に検査を実施していることなどの情報を広報誌などで周知
- ②放射線の理解向上に向けた連携の強化
  - ・自治会や行政区長、民生委員との連携
  - ・交流会の活用
- ③放射線健康管理施策の推進にあたって
  - ・国県施策との連携。必要に応じ、国県への要望
  - ・健康管理検討委員会への報告

**《提言反映状況》**

**① 提言後、今年度内での取組み**

3. -② 検査機会拡充のため、検査協力医療機関の確保を進める
4. -① ゲルマニウム式 食品検査装置の導入
  - ・浪江町本庁舎に設置し、町内における農作物や水等の検査を行う体制を確立
4. -③ WBC、甲状腺検査、バッチ式線量計による外部被ばく線量測定等各種検査の結果について、検討委員会から助言を受ける

**② 平成26年度での提言反映の取組み**

3. -①② 4. -② 自治会などへ弘前大学浪江復興支援室による、放射線基礎セミナーを開催
3. -①②、4. -①② 町職員・教員・自治会・行政区長・復興支援員等を対象に、リスクコミュニケーターを育成し、放射線に関する知識普及等を進める
3. -③ 福島県県民健康管理課と検査結果データの共有・分析を進め、効果的な対応策を進める

**③ 提言内容に対する今後の取組み方針**

3. -② 検査機会拡充のため、検査協力医療機関の確保を進める

分野	IV 健康管理	分野内の整理	2. 避難生活による健康悪化の防止について
----	---------	--------	-----------------------

**1. これまでの取組みと成果の概要（現状）**

- ・健康教室や予防教室に加え、男性向けの運動教室(二本松、いわき)を開催している。参加者が固定化しているため、従来参加していない住民の参加を促すために、ノルディック・ウォーキング教室を実施予定。
- ・仮設住宅や借上住宅の巡回を実施。借上住宅の巡回はそれぞれの保健事務所で対応している。
- ・県内の赤ちゃん訪問や妊婦の方の検診などを実施しているが、県外避難者のフォローが課題。避難先市町村に県から避難者のデータが行かず、検診を受ける時期がわからない住民がいるため、県に報告したうえで避難先の市町村とも直接連絡をとっている状態。
- ・予防接種についても、未接種者の防止に努めているが、避難者特例法では避難元自治体へ接種の有無の報告義務がないため、接種状況の確認ができない。
- ・健康診断は町の総合検診を受けられない人については、医療機関で受診してもらい、町が費用負担することで、実施している。
- ・町と県の検査(健康管理調査／総合検診)について、大人の検査項目は統一できたが、子供は統一できていないため、町からと県からとで別々に案内がされている状況。

**2. 部会での議論の概要（課題）**

- ・医療費免除や今まで実施されている支援策が来年度以降も継続されるように町として国や県に要望し、更には、住民票の取扱い(二重住民票など)の見直しの検討も必要。
- ・県内避難者と比較し、県外避難者に対する支援が不足している。
- ・高齢者を中心に食生活が乱れており、改善に向けて町だけではなく、各自治会や震災前に活動していた団体などを活用し、支援の幅を広げていく必要がある。
- ・健康管理については、最終的には自己判断。自治活動の活性化のための施策が課題。町民自身で健康活動が活発となるよう町民の意識向上や町民同士の声かけなどを積極的に実施していくことが重要。
- ・町外コミュニティにおける健康管理については、ソフト面を充実させることが重要。

**3. 部会からの提言（課題解決のための提言）**

- ① 医療費免除の来年度以降の継続や、住民票の取扱いの見直しなど制度の継続や改善を要望していくこと。
- ② 県内避難者と比べて支援が不足している県外避難者に対する支援の更なる拡充を図ること。
- ③ 健康悪化の防止に向けて、自治会や行政区長、民生委員、震災前に活動していた団体などと連携すること。
- ④ 町民自らが健康維持・改善に励むことのできる環境整備に努めること。町外コミュニティの整備に当たっても、避難先自治体や国県と調整をおこない、その環境整備に努めること。

**4. 目的達成のための手法案（課題解決のための具体的なアイデアの提案）**

- ① 制度の継続・改善
  - ・医療費免除の来年度以降の継続を引き続き要望する
- ② 県外避難者の支援拡充
  - ・交流会の場などで、職員が直接説明を実施する
- ③ 健康悪化防止のための連携強化
  - ・行政区長や民生委員、自治会長との連携
  - ・行政区による民生委員の委嘱の見直し検討
  - ・企業や町内で活動していた団体などによる食改善のイベントの支援
- ④ 健康維持・改善に向けた環境整備
  - ・町外コミュニティにおいて、町民や受入自治体などが交流する施設の整備の検討
  - ・町外コミュニティにおけるソフト面の整備の検討

**《提言反映状況》**

**① 提言後、今年度内での取組み**

3. -① 国・県へ長期的医療保障制度の確立について継続的に要望

**② 平成26年度での提言反映の取組み**

3. -① 来年度の医療費免除は政府予算案に盛り込まれており、継続される見込み
3. -② 復興支援員の増員による、県外避難者への支援体制の強化  
 県外復興支援員の増員について、関係機関と調整中  
 (現在5府県13名 ⇒ 10府県31名予定)
3. -③、4. -③ 各仮設住宅等での体操教室や健康相談等について、よりニーズに沿った内容とするため、関係機関との連携を一層強化する。(県、大学、医療機関、自治会等)

**③ 提言内容に対する今後の取組み方針**

3. -④ 町外コミュニティに建設される、復興公営住宅に”憩いの場”を併設。二本松市内の災害公営住宅敷に診療所を移設することを調整中



分野	Ⅴ 教育・子育て	分野内の整理	1. 子どもたちの絆について
----	----------	--------	----------------

**1. これまでの取組みと成果の概要（現状）**

- ・児童生徒や学校の状況等の情報を「学校便り」として各校で年間約8回発行。
- ・未再開校では、各校年に1～3回児童生徒や保護者、教職員の懇親会を実施。
- ・震災当時町民だった方へ成人式の通知を送付。避難先の成人式に出席するか、浪江町の成人式に出席するかは、個人の判断。
- ・各小中学校の校歌と校舎写真をインターネットで配信。
- ・人事異動により、震災当時の担任の先生が替わっている。現在の担任が対応できていないような場合は、当時の担任に対応してもらっている。

**2. 部会での議論の概要（課題）**

- ・子どもたちが避難先で新たな人間関係を築いているため、再会の場の参加者が激減している。
- ・震災当時の先生が児童生徒たちのケアを無理なくできるような仕組みづくりが必要。また、その仕組みをいつまで継続するべきかについても考えていかなければいけない。
- ・成人式の案内は浪江と避難先の両方から送付してほしい。

**3. 部会からの提言（課題解決のための提言）**

- ①再会の場については、今後も参加者数を維持していくよう努めること。
- ②震災当時の教員が児童生徒のケアを行う仕組みや今後の継続について検討を行うこと。また、町も児童生徒やその保護者への心のケアを実施すること。
- ③成人式の案内については、避難先自治体の成人式にも参加が可能であることを周知すること。

**4. 目的達成のための手法案（課題解決のための具体的なアイデアの提案）**

- ①再会の場づくり
  - ・参加者数を維持するための取組みを継続
- ②震災当時の教員による児童生徒のケア
  - ・震災当時の教員が児童生徒のケアを業務として行う仕組みの構築
  - ・震災当時の教員が児童生徒のケアをいつまでおこなうかについての検討
- ③避難先自治体の成人式
  - ・町から成人式の対象者に案内を送付する際に、避難先自治体の成人式に参加することが可能であることを記載する

**《提言反映状況》**

**① 提言後、今年度内での取組み**

**② 平成26年度での提言反映の取組み**

- 3-① 各学校は学校単位、町は複数の地区単位等で再開の場を開催しているので、学校と町と合同で開催したい。
- 3-② 浪江小学校・浪江中学校へスクールカウンセラーの設置を継続する  
教育委員会事務局にスクールソーシャルワーカーを設置し、浪江小学校・浪江中学校も含め、避難先の自治体に区域外就学している児童・生徒に対しても対応していく
- 3-③ 次回の成人式通知に、避難先自治体の成人式に参加することが可能である旨の一文を追加予定

**③ 提言内容に対する今後の取組み方針**

- 3-② 集いの場に震災当時の担任を招待するなど積極的に取組む。また避難先の学校との情報共有により避難先で馴染めない児童生徒へのケアとして震災当時の担任からのケアを実施している。しかしながら震災当時の教員も新たな赴任先において担任を持っており、日常的な取組みとして実施することは困難。

分野	V 教育・子育て	分野内の整理	2. 子どもたちの学習環境について
----	----------	--------	-------------------

**1. これまでの取組みと成果の概要（現状）**

- ・H24.11に子どもの心情に配慮した調査を実施。回収率は40%で、内7割の児童生徒は問題ない様子だったが、悲しみや孤独感を持つ児童もおり、個別に対応。
- ・中学では進路希望調査を実施。県外避難の生徒には、福島県教育委員会から当該教育委員会に依頼。回収後、中学校教職員が家庭訪問や個別の進路相談を実施。
- ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーが児童・生徒および保護者に対する相談活動などの支援をおこなった。
- ・「福島に夜間中学をつくる会」と「ビーンズふくしま」の2つの非営利団体の協力により、仮設住宅の集会所を利用して学習支援活動を実施。
- ・浪江小学校では「ふるさとなみえ科」などの取組みをおこなった。浪江中学では総合学習の時間で、ふるさと浪江講演会や陶芸教室などをおこなった。
- ・保健師の協力のもと、孤独感をもっている子育て中の母親に対して、電話での対応を実施。
- ・サークル活動を実施。

**2. 部会での議論の概要（課題）**

- ・双葉郡内に設置が議論されている中高一貫校を原発が収束していない状況で、双葉郡内に設置することに疑問が呈された。
- また、復興人材を育成するような高等教育機関の設置の要望や、浪江の文化や歴史を伝える教材や機会を充実させてほしいとの要望があった。
- ・子どもの心の支えになっているのは浪江での学びだが、原発が不安定であるため、浪江に戻るかは別問題。
- ・浪江小中学校に通っている児童生徒はスポーツ少年団などの地域活動に参加できないため、居場所がない。
- ・浪江のことを残していかないと、浪江を担っていく人がいなくなる。押し付けでなく、浪江町のことを想ってくれる人材を育成することは必要。
- ・浪江小中学校以外に通っている児童生徒の多くが避難先の“地元の子”として順応しているが、避難先の教育環境の情報の不足や新たな環境でのトラブルに困惑している。
- ・借上げ住宅や浪江町民の避難者が少ない地域では、サークル活動がないため、孤立防止のための支援が不足している。

**3. 部会からの提言（課題解決のための提言）**

- ① 双葉郡の教育機関や浪江小中学校においては、浪江や復興を担う人材の育成を図ること。
- ② 浪江小中学校以外に通う児童生徒への支援をおこなうこと。
- ③ 町民の協力を得て、震災前の浪江の情報や地域の歴史を収集し、伝承のための施策を検討すること。

**4. 目的達成のための手法案（課題解決のための具体的なアイデアの提案）**

- ① 浪江や復興を担う人材の育成
  - ・中高一貫校についてのアンケート
  - ・浪江の歴史についての副読本の作成
  - ・浪江小中学校に浪江の歴史や浪江らしさを感じられるものを展示
- ② 浪江小中学校以外の児童生徒への支援
  - ・避難先の学校教育についての相談対応を継続する
  - また、随時、相談を受けていることを周知する
  - ・いじめなど避難先でのトラブル対応についての事例集の作成
  - ・いわきや会津など仮設住宅がない地域での通学支援
  - ・子育ての学習会の実施
- ③ 伝承のための情報や歴史の収集
  - ・震災前の浪江の情報や地域の歴史を収集し、デジタル化する
  - ・上記施策のために、町民と協力(商工会の写真の保存等)

《提言反映状況》

**① 提言後、今年度内での取組み**

- 3-① 県教育委員会が県内の中学1・2年生を対象に双葉郡の中高一貫校に関するアンケートを実施

**② 平成26年度での提言反映の取組み**

- 3-① ふるさと浪江を愛し、思い続ける生徒の育成、「ふるさと浪江講演会の実施」浪江町の伝統や文化を守ろうとする大人に学ぶ機会を設け、夢や希望を持たせる授業を取り入れる
- 3-②、4-② 浪江町以外に通学する児童・生徒に対して、就学援助、遠距離通学費の支給をする各種支援制度の周知の強化を図る。

**③ 提言内容に対する今後の取組み方針**

- 3-① 双葉郡の各町村と協力しながら人材育成についての取組みを実施することで確認。今後はどのような取組みをするか、WGにて協議・検討する。
- 3-③ 震災後、浪江町史編纂について休止状態である。(町史編纂委員も各地に避難しており体制的に難しい状況)今後、取組みを検討していく。

分野	V 教育・子育て	分野内の整理	3. 文化財・伝統文化芸能について
----	----------	--------	-------------------

1. これまでの取組みと成果の概要（現状）

- ・書物や巻物など個人所有の文化財の老朽化が進んでいるが、把握や保存まではできていない。
- ・芸能保存会所有の神楽などは町で保管場所を提供している。
- ・現在、芸文協に所属している各団体が今後活動していくのかどうかはアンケートで確認している。

2. 部会での議論の概要（課題）

- ・文化財に指定されていない、個人所有の文化財“相当品”は個人で管理すべき。
- ・伝統芸能は避難前から後継者問題を抱えていたが、広域避難となったため、更に問題が深刻になっている。
- ・無形の伝統芸能を継承していくために、人と人のつながりを強めるとともに、楽譜などにして保存していないといけない。
- ・避難先で伝統工芸を続けるための支援策を充実させてほしい。県内と県外の格差を是正してほしい。

3. 部会からの提言（課題解決のための提言）

- ①個人所有の文化財は、原則、個人保管だが、保管場所の周知や個別対応を継続実施すること。また、除染にあたっては、文化財の取り扱いに留意すること。
- ②伝統芸能の伝承のための施策を展開すること。また、芸文協や各団体と連携を強化し、伝統芸能の普及を図ること。

4. 目的達成のための手法案（課題解決のための具体的なアイデアの提案）

- ①文化財
  - ・貴重な個人所有の文化財について、指定登録を周知
  - ・文化財の保管場所の周知と個別対応の継続
  - ・除染にあたって、浪江町内の文化財(古墳など)の取り扱いに注意すること
- ②伝統芸能の継承
  - ・楽器演奏を楽譜として保存
  - ・後継者については、地域などを限定せず、広く協力を求める
  - ・地域の歴史(郷土史ではなく、生活史)をテキストや映像として保存する
- ③伝統芸能の普及
  - ・伝統芸能の団体に対して芸文協への加入の呼びかけ
  - ・イベントの通知は芸文協に加入していない団体にも周知する
  - ・団体がイベントを主催する時は役場に伝える

《提言反映状況》

① 提言後、今年度内での取組み

- 3-① 文化財調査委員会を開催し、今後の方針を検討する
3. -② 平成26年3月22日に開催される、「3. 11復興のつどい」において、芸術文化団体連絡協議会加盟団体による発表会を実施

② 平成26年度での提言反映の取組み

- 3-① 浪江町役場3F会議室において保管を継続する。また、保管場所について周知する
3. -② 文部科学省事業の「文化遺産を活かした地域活性化事業」により、伝統文化の映像記録製作及び記録を活用した後継者育成事業を展開  
⇒平成26年度はモデル事業として室原伝統芸能保存会にて取組み予定

③ 提言内容に対する今後の取組み方針

分野	VI 避難生活支援	分野内の整理	1. 生活支援について
----	-----------	--------	-------------

**1. これまでの取組みと成果の概要（現状）**

- ・個人や企業の連絡先を記載した電話帳（連絡帳）を10,500部配布。情報更新をいつ実施するかが課題。
- ・復興支援員を新たに京都府、埼玉県、新潟県に配置し、計6都府県に配置。復興支援員に対する研修も定期的実施している。
- ・既存のNPOをとほ協力体制を構築している。新たな団体との連携が課題。
- ・スポーツ大会に加え、芋煮会など避難先住民との交流イベントを開催。
- ・警察や消防に加え、消防団や町の委託業者によるパトロールなど防犯体制を強化。

**2. 部会での議論の概要（課題）**

- ・新たに電話帳へ掲載したい方や公開範囲を限定的にしたい方への対応をしてほしい。
- ・行政区長や自治会長、NPOなどの負担が大きい。また、行政区や自治会などへの補助金が足りておらず、手続きも煩雑。
- ・自治会の会長会や復興支援員が開催しているイベントの開催情報などをNPOや町民にも共有してほしい。
- ・各担当課がおこなっている避難先自治体との協議について、回数や内容を公開してほしい。
- ・現在、復興支援員を配置していない県にも、復興支援員を配置すべき。また、既に配置している地域でも避難生活支援が復興支援員任せになっているのではないか。
- ・イベントへの参加者が固定化している。また、参加者をあまり限定しないようにしてほしい。
- ・仮設などの浪江のコミュニティと避難先のコミュニティの交流をしていきたいので、役場も後押ししてほしい。
- ・浪江町内の防犯は、バリケードなどが整備されているが、まだ不安がある。

**3. 部会からの提言（課題解決のための提言）**

- ①町民同士のコミュニケーションを促進するため、電話帳の情報の更新をおこなうこと。
- ②行政区や自治会、NPOなどへの更なる支援の拡充や負担の軽減を図ること。
- ③役場とNPOなど住民組織の連携強化に向け、相互の情報共有を促進すること。
- ④県内外の町民の避難生活向上に向けて、復興支援員の増員や管理体制の強化を検討すること。
- ⑤イベントの参加者が固定化し、減少傾向にあるので、参加者の増加に向けた施策や効果的な広報を実施すること。また、避難先住民との交流を活性化させること。
- ⑥浪江町内の防犯についての町民の不安を解消するため、防犯体制を強化すること。

**《提言反映状況》**

**① 提言後、今年度内での取組み**

3. -① 浪江町関係機関・浪江町役場関連れんらく帳のページを11月広報折り込みチラシにて更新。個人欄については更新なし。
3. -② 自治会補助金、自治会長報償費について増額を検討。自治会など向けに補助金等の申請マニュアルを作成中。
3. -③ 復興支援員の受入先のNPOとは、可能な限り復興支援員配置地域の会議には参加して情報を共有している。
3. -④ 復興支援員の増員や新たな配置場所について検討する。
3. -⑤ 広報掲載の他、開催地区周辺に避難している町民に対して広報折り込みチラシや電話連絡等で周知し、参加者の増員を図る。準備段階から自治会との協力関係をつくり集客を依頼する。また、支援団体開催の交流会において、避難先町民との交流の機会を設ける。
3. -⑥ 各検問所(8ヶ所)に車番認証型の防犯カメラを設置し、立入する車両のチェックを行う。(H26.2～運用開始)

**② 平成26年度での提言反映の取組み**

3. -① 復興公営住宅移行時期を見計らい更新の予定であり、26年度については更新準備に取り組んでいく。
3. -② 町民協働による「復興まちづくり」支援事業による団体への活動支援の継続  
自治会補助金・自治会長報償費については増額予定。用途の制限を緩和し柔軟な使い方ができるようにする。
3. -③ 自治会間の連携を強化させる取り組みを行いながら、今後とも必要な情報は公開・共有し、会議への参加も推進していく。  
また、自治会間の連携等を目的に支援員の配置を予定している。
3. -③ タブレット端末を全世帯に配布する。コンテンツの検討については町民協働で進め、町民投稿サイトの掲示板等の検討を行う。
3. -④ 県外復興支援員の増員について、関係機関と調整中(現在5府県13名⇒10府県31名予定)
3. -⑤復興支援員の体制強化を行うことで、交流会については、町主催から町民主催に切り替え、参加者の増加を目指す。
3. -⑥ 福島県警 双葉警察署浪江分庁舎へ警察官の常住を調整中(4月から常駐する見込み)
3. -⑥ 町内の主要交差点(22ヶ所)に防犯カメラを設置し、不審車両等の監視をする。

## 4. 目的達成のための手法案（課題解決のための具体的なアイデアの提案）

## ①電話帳の情報更新

- ・電話帳の情報を更新する時期の明確化
- ・更新する際、町民に電話帳への掲載の希望者を再度募る
- ・電話帳へ記載されていない町民の連絡先を知りたい希望があった場合、役場が仲介していることを周知する

## ②住民組織への支援拡充と負担軽減

- ・補助金の増額や用途の制限の緩和
- ・役場OBの活用
- ・申請書類や組織運営のためのマニュアルの拡充
- ・中間支援団体などによるサポート

## ③情報共有の推進

- ・自治会の会長会の内容を公開する
- ・避難先自治体との協議内容について、可能な限り共有する
- ・復興支援員の会議へNPOなどの参加
- ・NPOなどの会議へ復興支援員の参加

## ④復興支援員の増強

- ・復興支援員の配置されていない都道府県への新たな配置の検討
- ・復興支援員の管理体制の強化を検討

## ⑤イベントの活性化

- ・地域のイベントでも、近隣の地域の町民にも声をかける
- ・避難先の住民との交流イベントの実施
- ・仮設と借上げの自治会の共催イベント
- ・町民同士が趣味などを教えあうイベントの開催

## ⑥町内の防犯体制の強化

- ・防犯体制の強化策の検討
- ・パトロール強化に町民を雇用することの検討

## ③ 提言内容に対する今後の取組み方針

3-① 情報の更新予定(更新年度未定)

3-② 26年度の実績をふまえながら、自治会への更なる支援の拡充や負担の軽減を図っていく。

3-③ 住民組織との情報共有を促進し、連携強化に向けて取り組んでいく。

3-④ 26年度の実績をふまえ、復興支援員による町民の避難生活向上に向けて取り組んでいく。

3-⑤ 避難先住民との交流を活性化させるための取組みについて、検討していく。  
県も避難先住民との交流活性化を目的とした支援員の配置を検討中。

分野	VI 避難生活支援	分野内の整理	2. 情報発信について
----	-----------	--------	-------------

**1. これまでの取組みと成果の概要（現状）**

- ・広報紙を毎月2回発行。広報紙には「浪江のころ通信」を毎月3～4件掲載。ころ通信の被取材者探しが課題。
- ・イベント等の情報を広報紙やHP、フォトビジョンを通じて町民に周知。フォトビジョンは、ほぼ毎日、情報を発信。
- ・浪江町内の様子をGoogleストリートビューや31ヶ所に設置したWebカメラにより、配信。
- ・7月に「住民の情報取得に関する調査」を実施。

**2. 部会での議論の概要（課題）**

- ・町が発信している情報の大半が「結果」の情報だが、町民が欲しいのは「今後」どうなるかの情報という意見があった。町からは、行政としては、確定した情報でないと公開することが難しいとの回答があった。
- ・町外の人に浪江町の現状を知ってもらうには視察などが重要なので、町でバスを準備してほしいとの要望や定期的な視察の機会を設けるなどの要望があった。町外の人が町に入ることにに対しては一部の町民から反感や防犯の問題があるので、難しいと町から回答があった。
- ・HPや広報誌など現在実施している以外の手段による情報発信が必要。
- ・双葉郡共通の課題であるため、広域的な情報発信を強化すべき。

**3. 部会からの提言（課題解決のための提言）**

- ①現在実施している情報発信の手段以外にも、効果的な情報発信の手段を検討すること。

**4. 目的達成のための手法案（課題解決のための具体的なアイデアの提案）**

- ①新たな情報発信手段の検討
  - ・FMラジオ局の開設および放送内容などのインターネットによる全国配信の検討
  - ・役場庁舎などへのサテライトスタジオ設置の検討
  - ・広域圏組合における情報発信に関する部署の設置の検討

**《提言反映状況》**

**① 提言後、今年度内での取組み**

- 3. -① 町フェイスブック「つながろう なみえ」の内容充実
- 3. -① 庁内において「情報の在り方検討会」を発足。行政情報の在り方について検討中
- 3. -① 効果的・効率的な情報発信の具体的検討のため、民間企業において広報経験のある方を、復興庁スキームにて人材配置

**② 平成26年度での提言反映の取組み**

- 3. -① タブレット端末による情報提供及び”絆”の維持の確保について事業展開予定。県外避難者へは県内ニュース、動画などの配信について検討をおこなう
- 3. -① 町内の保育園・幼稚園・小学校・中学校の様子をGoogleストリートビューにより、配信予定

**③ 提言内容に対する今後の取組み方針**

分野	VI 避難生活支援	分野内の整理	3. 住環境について
----	-----------	--------	------------

**1. これまでの取組みと成果の概要（現状）**

- ・仮設住宅の修繕や追加工事を、自治会や入居者からの報告をもとに実施。
- ・H24年度に要望の多かった南相馬市の仮設を70戸提供。
- ・H24年度より放射線モニタリング結果の公表を実施(月1回)
- ・仮設住宅や借上住宅について、柔軟な運用や拡充を継続して要望。
- ・借上げ住宅の入居や住替えに関しては制限が厳しくなっている。
- ・今後は、復興住宅の整備が優先。

**2. 部会での議論の概要（課題）**

- ・住民票を移した人も、復興の手伝いができるなど町との関わりを持つ取組みをして、町はいつまでも転出者を見守っているという姿勢が重要。
- ・高速道路の無料化は来年度以降も続ける必要がある。
- ・県外において借上げ住宅の期限が切れた場合や住み替えの理由等が住宅支援にあてはまらない場合、東電が賠償するように町として要求してほしいとの意見に対して、現在、町としては東電の賠償となるかを東電から町民個人に回答するよう依頼している。

**3. 部会からの提言（課題解決のための提言）**

- ①借上げ住宅については、住替えや更新などに町民の不安があるため、十分な情報提供をすること。

**4. 目的達成のための手法案（課題解決のための具体的なアイデアの提案）**

- ①借上げ住宅の対応
- ・借上げ住宅措置が継続されるよう引き続き要望を実施
  - ・住み替えの理由等が住宅支援にあてはまらない場合に、方法のひとつとして東電の賠償があることなど、不安を払しょくできるような情報提供を実施する。

**① 提言後、今年度内での取組み**

- 3. -① 住宅に関する情報について、適宜、町広報誌や町ホームページを活用して周知
- 3. -① 借上げ住宅の住替え・更新等について、継続するように要望を実施

**② 平成26年度での提言反映の取組み**

- 3. -① 住宅に関する情報について、適宜、町広報誌や町ホームページを活用して周知
- 3. -① 借上げ住宅の住替え・更新等について、継続するように要望を実施

**③ 提言内容に対する今後の取組み方針**

- 3. -① 住宅に関する情報について、適宜、町広報誌や町ホームページを活用して周知
- 3. -① 借上げ住宅の住替え・更新等について、継続するように要望を実施

分野	VI 避難生活支援	分野内の整理	4. 避難先での安心な暮らしについて
----	-----------	--------	--------------------

**1. これまでの取組みと成果の概要（現状）**

- ・町税の口座引き落としの再開や軽自動車税のコンビニ納付の導入。
- ・原発避難者特例法の拡充の要望を継続して実施。
- ・H26年3月までの高速道路の無料化の延長。医療費の窓口負担減免の1年間延長。国保税や固定資産税、住民税の所得500万円以下の減免を継続。
- ・転出者に対しては、広報紙やHPを通じた情報提供やイベントの案内などを実施。
- ・受入先自治体への財源措置を一人当たりの標準的受入経費の単価(約42,000円)を用いる形式に変更。

**2. 部会での議論の概要（課題）**

- ・住民票を他の自治体に移すメリットは通常の行政サービスを受けられること。デメリットは税金など現在減免や軽減されている負担が生じること。
- ・避難先自治体での行政サービスを受けやすいようにしてほしい。
- ・参政権などが無理だとしても、転出者に対して、できる限りの支援や町政への意見の反映などができるようにしてほしい。
- ・浪江町が特養ホームをつくることはできないのかとの質問があった。それに対して町からは、町が特養ホームをつくることは制度上できない。浪江町にあった施設特養ホーム(オンフル双葉)についても、人材確保などの問題などもあり、調整中である。現在は、避難先での対応をお願いすることが精一杯との回答があった。

**3. 部会からの提言（課題解決のための提言）**

- ① 原発避難者特例法の拡充など避難先自治体での行政サービスの利便性向上のための施策を検討および要望すること。
- ② 転出者に対して、可能な限りの支援や町政への意見の反映をおこなうこと。
- ③ 来年度以降の高速道路無料化についても、引き続き要望を実施すること。

**4. 目的達成のための手法案（課題解決のための具体的なアイデアの提案）**

- ① 避難先自治体での行政サービスの利便性向上
  - ・原発避難者特例法の拡充などの検討をおこない、国県への要望を実施
- ② 転出者に対する支援
  - ・転出者に対する支援の拡充や町政への意見の反映
  - ・転出者の孤立防止を図るために、NPO等の各種団体との連携を強化
- ③ 高速道路無料化
  - ・引き続き要望を実施

**① 提言後、今年度内での取組み**

3. -① 原発被災者特例法の拡充など、避難先自治体での行政サービスの利便性向上について国へ継続的に要望
3. -② 転出者に対しても、広報誌の配布及びパブリックコメントにより意見聴取を行っている。
3. -③ 高速道路無料化について、引き続き要望

**② 平成26年度での提言反映の取組み**

3. -③ 来年度の高速道路無料化は政府予算案に盛り込まれており、継続される見込み
3. -② 転出者への支援や町政への参加等について、今後、町民協働の委員会を設置し、具体的検討を進める。

**③ 提言内容に対する今後の取組み方針**



分野	VI 町外コミュニティ	分野内の整理	1. 町外コミュニティの整備について
----	-------------	--------	--------------------

**1. これまでの取り組みと成果の概要（現状）**

- ・仮設や借上げでの生活の問題点を解消し、避難先で安心して生活できる環境を確保するために町外コミュニティを整備していく。
- ・復興公営住宅を中心に、市街地に近接した既存サービスが利用しやすい環境で、エリア内の絆の維持や受入れ先住民との共栄を図っていく。住宅建設だけでなく、コミュニティ機能を確保するためのソフト的な措置の検討が必要。
- ・町外コミュニティにおいて事業再開できる環境を整備していく。
- ・南相馬市、いわき市、二本松市の3市に整備。生活関連サービスについては、既存施設利用を基本としつつ、不足する場合は整備を行っていく。
- ・南相馬市では候補地を2か所に選定。具体的な場所は現時点では公開できないが、調整状況に応じて随時周知していく。いわき市では整備に向けた協議を開始。複数個所に分散する見込み。調整状況に応じて、随時具体的な情報を周知。二本松市では候補地が決定（油井地内 40,000㎡）。当初70戸整備予定（意向調査により戸数を見直す）。

**2. 部会での議論の概要（課題）**

- ・町外コミュニティのイメージが町民それぞれに違っている。住宅を建てるだけだと思っている方もいれば、町外に浪江町を作っていくイメージの方もいる。まずは町外コミュニティの考え方をしっかりと共有していく必要がある。
- ・復興公営住宅整備の議論が先行しており、コミュニティ機能を持たせるために必要なことなどの議論が進んでいない。周辺の施設整備や、復興公営住宅やその周辺に生活する町民、受入れ先自治体の市民などとの絆や繋がりを作っていくこと、コミュニティ内における事業再開環境の整備なども並行して検討を進めていくべき。一方、利便性の高い場所への整備は小売業者の事業再開に繋がらないという課題がある。
- ・町外コミュニティを整備していくための制度に、町外コミュニティでの生活を希望する町民の声が反映されていないのではないか。
- ・ふるさとの再生が不透明なため、帰町を前提に町外コミュニティで生活をするのか、諦めて別の場所で定住するのか、まだまだ判断ができない。
- ・双葉郡被災町村との町外コミュニティにおける連携の在り方の議論が進んでいない。

**3. 部会からの提言（課題解決のための提言）**

- ①町外コミュニティの考え方を共有するためにも、町民が今後の判断をしていくうえでも、町外コミュニティに関する情報をより詳細に、分かりやすく周知すること。また、現段階で公表できない情報なども、公表できる段階で即時性を持って周知すること。
- ②復興公営住宅建設の議論と並行して、町外コミュニティにおける絆の維持や繋がりづくり、就労や事業再開、教育環境の整備、健康づくりなどの検討も深め、コミュニティ機能を持った町外コミュニティが実現するよう進めていくこと。また、検討を進めていく際に、町外コミュニティに対して、町民の声が反映されるよう、町民と行政とが議論を深めていく場を設けること。
- ③被災自治体では、町外コミュニティの受入れ市町村ごとに行政機能を分散せざるを得ないことが懸念されるため、被災自治体同士での広域連携によるコミュニティ運営や行政サービスの展開を推進すること。また、3か所のコミュニティのネットワークを形成し、3か所が連動した運営ができるよう検討を進めること。

**4. 目的達成のための手法案（課題解決のための具体的なアイデアの提案）**

- ①町民の声を反映した町外コミュニティを整備するために
  - ・面談方式などのきめ細かい意見の集約や、町民を交えた町外コミュニティを議論する場の設置
- ②コミュニティ機能を備えるために
  - ・高度な教育や浪江町立学校でしか学べないカリキュラムなどの魅力的な教育環境の充実
  - ・子どもたちの進学を選択肢を確保するための寄宿舎等の整備
  - ・事業者がコミュニティにおいて事業再開できるような拠点や環境の整備
  - ・集会場や公園、パークゴルフ場などの町民や受入れ先住民が交流できる場の整備
  - ・別の場所での生活再建を選択した家族などが一時滞在できるような共同施設などの整備
  - ・コミュニティバスなどの公共交通の整備
  - ・町外コミュニティに住む町民の自主的な活動に対する補助や助成の仕組みづくり
  - ・仮設住宅などで実施している活動の継続
- ③効率的・効果的なコミュニティ運営のために
  - ・いわき交流館と役場出張所の一体化
  - ・自治体サービスや地域包括支援等の広域連携による推進
  - ・3か所の町外コミュニティのネットワーク形成

《提言反映状況》

① 提言後、今年度内での取り組み

3. ー① 町外コミュニティ(主に復興公営住宅整備)の進捗状況について、適宜、町広報誌や町ホームページで周知している。
3. ー③ 国の主催で県・被災自治体とともに、コミュニティ研究会を創設。現在まで6回開催。H25年度内に提言をおこなう予定。
  - 第1回 研究会の進めるための①情報共有②専門家意見③各自治体の取り組み
  - 第2回 住宅関係、第3回 子育て福祉関係、第4回 イベント交流会関係
  - 第5回 広域的なコミュニティ維持、第6回 避難生活とコミュニティ・今後の取り組み
3. ー③ 介護福祉分野については、4町村および県で、連携について協議を実施している

② 平成26年度での提言反映の取り組み

3. ー② 町民協働による検討会を創設し、町外コミュニティにおける絆の維持や繋がりづくりの検討を行う。

③ 提言内容に対する今後の取り組み方針

3. ー③ 被災自治体間の連携による、効率的なコミュニティ運営を協議する場を持つ。
3. ー③ 町外コミュニティ間の連携を含めた、あり方を整理

分野	VI 町外コミュニティ	分野内の整理	2. 復興公営住宅の整備について
----	-------------	--------	------------------

### 1. これまでの取組みと成果の概要 (現状)

- ・コミュニティの拠点として、平成27年度までの入居を目指し県営の復興公営住宅を整備する。
- ・入居の際には市町村や親族、仮設等でのグループや、高齢者、障がい者、子育て世帯等の入居に配慮。入居者同士や地域で生活する近隣住民との交流を図る。
- ・現時点の県の全体計画では、27年度までの入居を目指し3,700戸(浪江以外も含む)を整備予定。戸数は意向調査結果等を参考に見直しを実施。
- ・第1期分は26年度中の入居を目指し、鉄筋コンクリート(3~5階建)の集合住宅を、いわき市、郡山市、会津若松市に合計500戸の建設を進めている。第2期分では、合計1,000戸を整備予定。現在判明しているのは福島市、二本松市などで合計245戸
- ・早期に相当数の戸数を整備するため集合住宅を基本。バリアフリー構造で、3階建て以上の建物にはエレベーターを整備。間取りは2LDK(65㎡)や3LDK(75㎡)を基本。

### 2. 部会での議論の概要 (課題)

- ・詳細な建設場所や、建設時期、入居できる時期などが分からないと入居の判断ができない。
- ・現行の制度では、避難指示が解除された地域の町民の新規の入居ができなくなってしまう。
- ・他の公営住宅との均衡もあり、県の標準設計に基づくのは分かるが、広さや間取りが魅力的ではなく、被災者が入居したいと思えるものになっていない。被災者が退去した後に受入れ先住民が入居したいと思えるようなものにしていく必要があるのではないか。
- ・復興の道筋が不透明で、将来像や人生設計がなかなか描けない中では、様々な意向や選択があり、現行の制度の規定からはずれる方、例外的な方が多くでてくる懸念される。
- ・整備のスピード感がない。平成29年の避難指示解除を目指している中で、入居可能時期と帰還可能時期がほとんど変わらなくなるのではないか。

### 3. 部会からの提言 (課題解決のための提言)

- ①国、県、受入れ先自治体との調整を加速化させ、復興公営住宅整備に関する情報を早急に示し、町民それぞれが判断できるようにすること。また、現時点での入居希望に基づく整備戸数については、見通しが明らかになるにつれ大幅な変更が予想されるため、希望者の増減に対応できるよう、柔軟に進めていくことを国、県に申し入れること。
- ②魅力的な住環境を実現するためにも、今後整備していく住宅に対して被災者の声が反映できるよう、町民の声を集約し、国や県に訴えていくとともに、間取りや付帯設備などに対して、実際に入居を希望する町民が意見できる場を設けるよう県に申し入れること。
- ③利便性の高い箇所へスピード感をもって整備するために、集合住宅型を基本としつつも、並行して郊外型戸建て住宅や、民間アパートの借上げ方式による住宅確保についても検討を深めていくこと。

### 4. 目的達成のための手法案 (課題解決のための具体的なアイデアの提案)

- ①町民がそれぞれの判断をしていくために
  - ・復興公営住宅に関する情報の詳細で分かりやすい形での周知
  - ・町内の住環境整備の方向性の明確化
  - ・様々な状況の被災者に対応できるよう、柔軟な制度運用を国、県に要望
- ②魅力的な復興公営住宅整備のために
  - ・広さや間取り、付帯設備などに対して、入居を希望する町民の声を吸い上げる仕組みづくり
  - ・郊外型戸建て住宅の検討
  - ・木造仮設住宅を活用した住宅整備(2個一住宅など)
  - ・民間借上げ住宅の復興公営住宅化の検討
  - ・町営住宅としての住宅整備の検討

## 《提言反映状況》

### ① 提言後、今年度内での取組み

3. -① 災害公営住宅をイメージしてもらうため、住宅の模型を製作し、イベント時などで展示(復興のつどいに合わせて制作中)
3. -① 災害公営住宅をイメージしてもらうため、モデルルームをいわき市・郡山市に設置(県事業)
3. -① 最新の意向調査をもとに、整備戸数の見直しを実施

### ② 平成26年度での提言反映の取組み

3. -① 平成26年4月より、一部の復興公営住宅について入居募集が開始されるため、今後の見通しも含め、新しい情報があればすぐに発信していく
3. -① 最新の意向調査をもとに、整備戸数の見直しを実施していく
3. -② 町民協働による検討会を創設し、町外コミュニティにおける絆の維持や繋がりの検討を行う。
3. -③ 現在、受入自治体との個別協議の中で郊外型の木造住宅についても調整中。

### ③ 提言内容に対する今後の取組み方針

3. -③ 現在、受入自治体との個別協議の中で郊外型の木造住宅についても調整中。

分野	Ⅶ 除染	分野内の整理	1. 除染の時期・進め方について
----	------	--------	------------------

**1. これまでの取組みと成果の概要（現状）**

- ・平成24年11月に、国において避難解除準備区域及び居住制限区域の本格除染計画となる「特別地域内除染計画（浪江町）」が策定（H24、25年度の2ヶ年計画）された。しかし、仮置き場の同意などの遅れから、本格除染が遅延しており、平成25年9月に除染の進捗状況についての総点検を行い、年内中に新たな除染計画をまとめることとなった。
- ・中間貯蔵施設、減容化施設、最終処分場の早期整備を求めているが、国の方向性が明確となっていない。このため、放射性廃棄物が仮置き場から搬出されないまま長期間保管されることへの懸念から、仮置き場の同意取得が困難な状況にある。
- ・仮置き場の確保及び同意取得が難航し、本格除染の完了は当初の除染計画期間内（H24～H25）での完了は困難な状況である。
- ・生活圏に近い山林の除染の実施は示されているが、山林全体の除染については方向性が示されていない。山林全体を除染するよう、研究機関と協力した山林除染プログラムの策定と実現を国に要請している。

**2. 部会での議論の概要（課題）**

- ・町が国に中間貯蔵施設等の早期建設をしっかりと求め、放射性廃棄物の適切な処理を明確化にすることが必要。
- ・ふるさとの再生、立ち入り者の無用な被ばくを避けるためにもしっかりと除染することが必要。
- ・大手ゼネコンの除染作業に対し、町が除染作業の監視をすることも必要。

**3. 部会からの提言（課題解決のための提言）**

- ①ふるさとの再生、立ち入り者の無用な被ばくを避けるためには、早急かつ適切な除染が必要であることから、町が国に対し、しっかりと除染を進めることを強く申し入れること。
- ②町は、国が行う除染作業の内容を事前に確認すること。

**4. 目的達成のための手法案（課題解決のための具体的なアイデアの提案）**

- ①町が国に対して、中間貯蔵施設の早期建設、早急かつ効果的な国直轄除染の実施を引き続き要望。
- ②国直轄除染の除染内容について、町が事前に仕様書などの内容を確認し、問題がある場合は国にしっかりと申し入れを実施。

**《 提言反映状況 》**

**① 提言後、今年度内での取組み**

- 3. -① 除染計画見直しの際にしっかりと除染を進めるようあらためて申し入れ
- 3. -① 町内共同墓地の除染の実施
- 3. -② 帰還困難区域でのモデル除染の実施（赤宇木、井手、大堀地区）

**② 平成26年度での提言反映の取組み**

- 3. -① 国道114号沿線の除染（津島水境検問～室原加倉検問）

**③ 提言内容に対する今後の取組み方針**

- 3-① 国へ要望中。
- 3-② 除染作業前には打ち合わせを行い、確認をしながら進める。

分野	VII 除染	分野内の整理	2. モニタリング(放射線量の監視)について
----	--------	--------	------------------------

**1. これまでの取組みと成果の概要（現状）**

- ・モニタリングについては、  
町内40ヶ所にモニタリングポストを設置。  
国が無人ヘリによる農地や山林のモニタリングを実施。  
国が定期的な走行サーベ(幹線のみ)によるモニタリングを実施。  
モデル除染実施区域の定点モニタリングを実施。  
県委託事業により月1回、取水場(全4ヶ所)のモニタリングを実施。  
国が3ヶ月に1回、主要2河川及び大柿ダムの底土のモニタリングを実施。  
主要2河川の合流地点は、町独自により月1回モニタリングを実施。  
沢水のモニタリング等の実施
- ・各モニタリング結果については、町や関係省庁のホームページにて公開している。
- ・福島第一原子力発電所の事故収束までの進捗等を随時広報折り込みにて公表。
- ・県と13市町村で構成する廃炉安全監視協議会を設置。

**2. 部会での議論の概要（課題）**

- ・国が実施する除染をしっかりと監視するためにも、防犯パトロールも兼ねた町民組織による除染監視組織などの設立も検討すべき。
- ・現在のモニタリング測定は、住民の求めるところを異なっているため、町民視点でのモニタリングの実施について、関係機関と協議し実行することが必要。
- ・現状の汚染状況、除染前・除染後の変化や経年変化などのモニタリングを実施し、除染の効果について継続的に検証することが必要。
- ・福島第一原発について、事故収束や廃炉に向けてどのような作業をいつまでに行うか、といった原発の現状と予定・見込みなどを町民にわかりやすく周知する必要がある。
- ・空間線量のみでなく、土壌の汚染状況等も測定し、公表する必要がある。

**3. 部会からの提言（課題解決のための提言）**

- ① 現在の公表データだけでは町民が望んでいるものとなっていない。町民視点でのモニタリングの実施を行い、適宜公表すること。
- ② 不適切な除染がないよう、国に対し監視体制を強化するよう求めること。
- ③ 福島第一原発の事故対応について、現状の広報誌に折り込みしている紙面ではわかりにくい。原発事故の収束や廃炉に向けてどのような作業をいつまでに実施するのかなど、原発の現状と今後のスケジュールなどわかりやすく周知するよう東電に申し入れること。

**4. 目的達成のための手法案（課題解決のための具体的なアイデアの提案）**

- ①空間線量だけに留まらない、土壌の汚染状況等のわかりやすい形での公表。
- ②除染実施前と実施後の線量の変化や、除染後の経年変化などを加えたモニタリングの強化と公表。
- ③不適切な除染防止のための、国に対する監視体制の強化の申し入れ、防犯パトロールを兼ねた町民による除染監視組織の設立の検討。

**《提言反映状況》**

**① 提言後、今年度内での取組み**

- 3-① 平成25年度に新たに50基のモニタリングポストを設置し、先に設置していたものと合わせ、町内では90箇所のモニタリングポストが稼働している。  
これらのモニタリングポストでは10分ごとにリアルタイムで計測し、原子力規制委員会のホームページでこれらのモニタリングポストでは10分ごとにリアルタイムで計測し、原子力規制委員会のホームページで閲覧することができる。  
また、モニタリングポストが設置されていない地点においては、今後主要な地点を選択し、町職員が計測した値を町HPに掲載していく予定であります。  
(毎月1回程度、主要幹線交差点など約30箇所を測定する)
- 3-③ 現状の原子力発電所に関する折り込み紙面については、随時、東京電力と見やすいように見直しをおこなっている。  
その上で、平成26年2月17日に赤羽経産副大臣を各市町村長、関係機関、国、県が一堂に会し、廃炉・汚染水対策福島評議会を開催。  
その中で廃炉・汚染水対策や地元への情報提供やリスクコミュニケーションのあり方などを議論し、国や東京電力に対し、小さい子供や女性、高齢者にも分かり易い広報をするよう申し入れをおこなっている。  
また、廃炉ロードマップにおいて、デブリ取り出し開始の2020年までの細かな工程が示されていない中で、住民の帰還と重なる部分もある。  
細かな工程を示していただき、目に見える形の広報をするよう申し入れをおこなっていく。

**② 平成26年度での提言反映の取組み**

**③ 提言内容に対する今後の取組み方針**

- 3-② 国へ継続して要望をおこなう。
- 3-③ 継続的に東京電力に紙面見直しを求めていくとともに、定期的開催される福島評議会等の各種会合においても、申し入れを継続していく。

分野	Ⅶ 除染	分野内の整理	3. 仮置き場の確保について
----	------	--------	----------------

**1. これまでの取組みと成果の概要（現状）**

- ・仮置き場の確保については、行政区ごとに設置することを基本に進めている。
- ・現在、1行政区において仮置き場の用地が決定。今後、仮置き場を設置し、年内には除染作業を開始。
- ・仮置き場の確保については、まずは地元のことを熟知している行政区長へ進め方を相談し、候補地を選定してから地権者や隣接者？の同意を得ることとしている。基本的に同意が得られれば候補地として地区住民に説明をすることとしている。
- ・用地の確保については、地権者や隣接者の理解が重要。地権者が同意しても隣接者の同意が得られない場合などもある。地域全体での理解を得るようにしないと確保は困難である。
- ・仮置き場の安全性や搬出先である中間貯蔵施設の整備が明確になっていないことにより、住民は仮置き場に対する不信感を持っている。

**2. 部会での議論の概要（課題）**

- ・仮置き場の必要性など、丁寧な説明が必要。年代・性別によって”安心”のとらえ方が異なるので、対象に合わせた説明が重要。
- ・行政区によっては機能していないところもある。また、行政区長一人の判断とならないよう、行政区の実情にあわせて進めて行く必要がある。

**3. 部会からの提言（課題解決のための提言）**

- ① それぞれの行政区の実情にあった進め方、対象に合わせた丁寧かつ分かりやすい説明に配慮すること。
- ② 丁寧な進め方であると、時間を要することとなるが、除染についてはふるさと再生の基礎となるものなので、早急な確保ができるよう迅速な対応を国に求めること。

**4. 目的達成のための手法案（課題解決のための具体的なアイデアの提案）**

- ① 年齢や性別、避難状況など置かれている立場により考えが異なるため、対象に合わせた説明に配慮するなど、住民の理解が得られるよう丁寧かつ分かりやすい説明方法を検討。
- ② 行政区によって状況が異なるため、行政区の実情に合わせた進め方による仮置き場確保の推進。
- ③ 住民理解が図られるよう、適切な町民への説明・情報提供をより適切に実施。

**《提言反映状況》**

**① 提言後、今年度内での取組み**

3. -① 各行政区の実情に合わせた説明を実施。
3. -② 除染計画の見直しの際に あらためて着実かつ早急な除染の実施について申し入れ

**② 平成26年度での提言反映の取組み**

- 3-① 行政区の方々へ丁寧かつ分かりやすい説明をするように進める。
- 3-② 除染の実施及び仮置場の確保を迅速に進めるよう要望中。

**③ 提言内容に対する今後の取組み方針**

- 3-① 行政区の方々へ丁寧かつ分かりやすい説明をするように進める。
- 3-② 除染の実施及び仮置場の確保を迅速に進めるよう要望中。

分野	Ⅷ インフラ	分野内の整理	1. インフラ復旧の考え方について
----	--------	--------	-------------------

**1. これまでの取組みと成果の概要（現状）**

- ・「復興計画」での帰町開始目標はH29. 3月とされており、それまでにインフラ復旧を進めることを計画している。ただし、浪江町全域すべてがH29. 3に帰れることは困難であるため、低線量地区を復興拠点として整備するとしており、インフラ復旧も低線量地区を優先して行う方向である。
- ・「帰る」「帰らない」に関わらず、インフラを復旧し、「いつでも帰れる環境」を整備していく考えである。
- ・帰町開始目標はH29. 3月であるが、除染やガレキ処理が想定より遅れており、インフラ復旧にも影響している。
- ・県の復旧工事の考え方は、放射線量が年間20mSv以上のところは災害査定をしないとしている。（作業員の健康管理の観点から）

**2. 部会での議論の概要（課題）**

- ・福島第一原発の現状を考えると、避難指示を解除し町に帰るとの判断になるのか？現在のような状態の中での帰町は不安である。
- ・帰還人口に合わせたまちづくりを検討し、それに合わせたインフラ整備が必要。
- ・浪江町民だけでなく、双葉町や大熊町の町民が住めるようなまちづくりの検討も必要。
- ・帰る・帰らないは個人の判断であるが、ふるさとを「いつでも帰れる環境」にするためインフラ整備は必要である。
- ・国は復興への取組みについて町・地域に判断を預けているだけ、決まらないことで先延ばしにしている。
- ・少しずつ復旧されているが、その進捗が人生のスピードとかけ離れている。
- ・まちづくり整備計画と整合したインフラ復旧を進める必要がある。

**3. 部会からの提言（課題解決のための提言）**

- ① ふるさとの再生は、帰る・帰らないの判断ではなく、しっかりと復旧させ、「いつでも帰れる環境」に再生することが必要。
- ② まちづくり整備計画との整合性を保ち、効率的かつ早急なインフラ復旧を進めること。
- ③ 浪江町民だけでなく、近隣の被災町の町民が共存できるまちづくりも検討し、それに合わせたインフラ復旧を進めること。

**4. 目的達成のための手法案（課題解決のための具体的なアイデアの提案）**

- ①まちづくり整備計画における、まちづくりの方針・考え方、具体的な施策、復興拠点での土地利用方針などの明確化。例えば、景観に配慮し地形を生かした防潮堤の整備をまちづくり整備計画に盛り込み、この方針に従ってインフラ整備を推進。

**《提言反映状況》**

**① 提言後、今年度内での取組み**

3. -① 復興まちづくり計画(案)に、避難指示解除準備区域を「浪江町全体の復興拠点」と位置づけ特に進めるとしている。復興まちづくりの目標は以下のとおり。
  - ・みんなで取り戻す 安全・安心の暮らしやすいまち
  - ・みんながつながるまち
  - ・双葉郡の北の復興拠点を担うまち
  - ・未来に向けて希望のあるまち

**② 平成26年度での提言反映の取組み**

3. -② 復興まちづくり計画(案)に基づき、復興拠点の道路整備等についてその他のインフラも含め具体的検討。
  - ・国道114号(権現堂) 拡幅第Ⅰ工区 舗装工事
  - ・幾世橋地区 上川原橋の復旧並びに道路拡幅

**③ 提言内容に対する今後の取組み方針**

3. -② 復興まちづくり計画(案)に基づき、復興拠点の道路整備等について具体的検討。
  - ・国道114号(権現堂) 拡幅第Ⅱ工区 工事着工
3. -③ 復興まちづくり計画(案)において、双葉郡の北の復興拠点として明記。町民以外の方も共存できるまちづくりを進める。

分野	Ⅷ インフラ	分野内の整理	2. 各種インフラ復旧について
----	--------	--------	-----------------

**1. これまでの取組みと成果の概要（現状）**

(道路)  
 低線量地区の県道・町道については災害査定済。県道落合～浪江線の高線量地区は未調査。震災以降いまだに一時帰宅できない世帯がある(早急な対応を県に要望中)

(上水道)  
 取水場については先行除染済。定期的に水質モニタリングを実施しており、放射性物質は未検出。管渠のうち、市街地や役場までの本管は復旧済(消火用水として)。その他の管渠は、漏水箇所を確認しながら復旧工事を進めているが、倒壊家屋が工事の障害となっている。また、飲用水の提供は一定量の使用量が確保されないと安定した水質が確保できない。このため、帰還人数によっては飲用水としての提供が困難となる懸念される。

(下水道)  
 管渠の被害調査については、一次調査(マンホールを開け目視による調査)にて被害の概況調査実施済。現在、一次調査により被災している可能性がある箇所を二次調査中(カメラを管渠内に入れ調査)。下水処理場は、地盤沈下により施設と管渠が破断している。ただし、震災の年に完成した新たな汚水処理槽は被災ダメージが少ない。

**2. 部会での議論の概要（課題）**

- ・(道 路)現在の福島第一原発の状況を考えると、避難道の整備を優先すべきである。
- ・(道 路)現在でも道路未復旧で帰宅できない地区がある。一時帰宅道を優先すべき。
- ・(上 水)帰還者が少なくても、上水道を飲用水として提供できる方法を模索すべき。
- ・(下 水)施設復旧に時間がかかるのであれば、浄化槽など代替施設で対応することも必要。
- ・(防潮堤)コンクリートの高い壁では圧迫感がある。景観に配慮した、地形を生かした整備をすべき。
- ・(その他)学生などの交通弱者のためにもJR常磐線の復旧が必要。
- ・(その他)高齢者の帰還の意向は高い。居住できなくても1泊でもふるさとに宿泊できる施設が整備できないか。

**3. 部会からの提言（課題解決のための提言）**

- ① 道路整備については、福島第一原発の現状を鑑み、避難道路の整備を優先させること。
- ② 今なお道路未復旧のため帰宅できない地区もあることから、町民が安心して帰宅できるための道路整備を優先的に整備すること。
- ③ 上水道については、一定量の使用が確保できないと、飲用水として提供できないとのことであるが、帰還者が少数でも飲用水として提供できる手法を検討すること。
- ④ JR常磐線の早期復旧をJR東日本に要望すること。また整備完了まで時間を要する場合は代替バスを運行させるなど、帰還者の生活利便性を図るよう要望すること

**4. 目的達成のための手法案（課題解決のための具体的なアイデアの提案）**

- ①福島第1原発が今なお不安定な状況であることから、一時立ち入り者や作業員の安全確保のため、避難道を最優先にした復旧。
- ②震災後未復旧である県道落合～浪江線について、今なお自宅へ立ち入りできない方もいるため、高線量地区であっても立ち入り道路の復旧を優先的に進めるよう、あらためて県に要望。
- ③上水道について、一定の利用量がなくても飲用水として水質を確保し供給できるような方策を検討。
- ④下水道について、復旧に時間を要する箇所については、合併浄化槽で対応するなど検討。

**《提言反映状況》**

**① 提言後、今年度内での取組み**

3. -② 県道落合～浪江線について、応急復旧により車両による立ち入りが可能となる。  
 (ただし、片側通行、立入日の指定等あり)

**② 平成26年度での提言反映の取組み**

4. -① 国道114号の除染を実施予定(津島水境検問所～室原加倉検問まで)  
 その後、インフラ復旧をおこなう
4. -④ 町内の下水道整備区域内で事業再開する事業者に対し、下水道の代替施設として仮設浄化槽の設置について復興加速化交付金メニューとして制度化

**③ 提言内容に対する今後の取組み方針**

3. -① 一時立入、除染・復旧作業員、帰還住民等動向に合わせた国県道の避難モデル等の検討と整備を要望してゆく。
3. -③ 配水計画・構造の見直しや流量調整など使用水量・帰還住民数に応じた水質管理の検討を行う。
3. -④ いまだ具体的な復旧計画は示されない。引き続きJR東日本、国・県に要望していく。

分野	Ⅷ インフラ	分野内の整理	3. 復旧工事に伴う廃棄物処理について
----	--------	--------	---------------------

**1. これまでの取り組みと成果の概要（現状）**

- ・復旧工事に伴う、産業廃棄物の処理については事業主(発注者)の責任において処分するとされている。
- ・復旧工事に伴う廃棄物は再処理業者に引き渡し、建築建材として再利用することとしている。しかし、放射線量が基準値以下であっても、浪江町から発生した廃棄物ということで処理業者が引き取ってくれない。(交渉継続中)
- ・産廃処理ができないため仮置きをするしかないが、仮置き場の確保ができていない。国が確保する震災ガレキ置き場は、面積が十分に確保できないことから、受け入れられないと、国から回答があった。
- ・再処理業者による引き取りが困難な場合、町内に再処理施設を設置することも考えられる。しかし、施設建設に期間がかかるとともに、施設用地について地権者の同意を得ることが困難である。

**2. 部会での議論の概要（課題）**

- ・産廃処理ができないためインフラ復旧が進まないのであれば、ガレキ置き場の確保や再処理に向けた対応を最優先して進める必要がある。
- ・放射線量が基準値以下であることを丁寧に説明し、再処理業者に引き取りを依頼すべきである。
- ・従来の行政手法だけでは進まない。今の方法で解決できないのであれば別な方法を検討するなどの柔軟な対応が必要。例えば、再処理業者の引き取りが困難であれば、町内に再処理施設を建設し、復旧工事の資材として活用することも検討すべきではないか。
- ・仮置き場の確保について、もっと専門家の知見を活用すべき。(安全性やこれだけの効果があるなど専門的なデータからの説明も必要。)

**3. 部会からの提言（課題解決のための提言）**

- ① インフラ復旧を進めるための課題であるガレキ置き場の確保や再処理の対応を最優先して取り組むこと。
- ② 早急に復旧工事に着手できるよう、町外の再処理業者に対し、引き続き引き取りを依頼すること。
- ③ 復旧工事に伴う産廃の処理について、町外の再処理業者での処理が困難な状況が続くのであれば、町内に施設を建設するなど、別な手法で取り組むことも検討すること。
- ④ 町(事業主体)単独での仮置き場の確保は困難であるので、国がもっと前面にたって確保するよう要望すること。

**4. 目的達成のための手法案（課題解決のための具体的なアイデアの提案）**

- ① 産廃の引き取り先を確保するため、引き続き町外の再処理業者へ粘り強く依頼。
- ② 他市町村の業者に依頼するだけでなく、町内に再処理工場を建設することも検討。

**《 提言反映状況 》**

**① 提言後、今年度内での取り組み**

3. -① 震災ガレキ置き場の一画に、復旧事業で生じた復旧副産物の仮置き場を確保
3. -② 引き続き、再生処理業者へ引き受けを依頼
3. -④ 国に対して産廃処理について、前面に立って対応するよう要望

**② 平成26年度での提言反映の取り組み**

3. -② 引き続き、再生処理業者へ引き受けを依頼
3. -④ 国に対して産廃処理について、前面に立って対応するよう要望

**③ 提言内容に対する今後の取り組み方針**

3. -② 引き続き、再生処理業者へ引き受けを依頼
3. -③ 今後の動向により検討
3. -④ 国に対して産廃処理について、前面に立って対応するよう要望



分野	VIII インフラ	分野内の整理	4. 説明・情報提供について
----	-----------	--------	----------------

**1. これまでの取り組みと成果の概要（現状）**

- ・町からの情報提供手段  
 広報なみえ(月1回発行)  
 お知らせ版(月1回発行)  
 ホームページ  
 フォトビジョン  
 交流会などでの説明
- ・事業についての説明は、その都度対象者を集めて説明会を実施している。

**2. 部会での議論の概要（課題）**

- ・仮置き場の確保や施設建設について、町民理解が得られないのは町からの説明・情報提供が不足しているからではないか。
- ・町の復興・復旧に関する基礎的な情報が不足している。正しい状況を理解してもらうことで、町民の考えが変わることもある。
- ・住民への説明の手法について、行政(町)としての集まりでは聞く耳をもたない。職員も同じ町民として接することが必要。
- ・小さいコミュニティでの話し合いでの住民に納得してもらうことが必要。
- ・町民、特に高齢者は広報誌から情報を得ることが多い。いかに住民のニーズに添った情報を伝えられるか、広報誌のリニューアルが必要では。

**3. 部会からの提言（課題解決のための提言）**

- ① 町の復旧・復興に関する情報提供について、もっと丁寧に住民に伝わるように工夫をすること。特に広報誌は広い世代に周知できるツールであるため、広報のリニューアルも検討すること。
- ② 住民への説明などは、小さな単位で丁寧な説明を行うとともに、説明者も町民視点で接するように心がけること。

**4. 目的達成のための手法案（課題解決のための具体的なアイデアの提案）**

- ① 広報誌のリニューアルを検討。(町の復興への取り組み状況や町の考え方など、町民の生活再建の判断材料となるコンテンツの追加など)
- ② 地区別の説明会などは当該地区出身の職員が出席し、説明する側、受ける側の壁をなくすよう配慮するなど、より丁寧な住民説明会の規模や手法を検討。

**① 提言後、今年度内での取り組み**

3. -① 庁内において「情報の在り方検討会」を設立。(課横断的な組織による検討)
3. -① 効果的・効率的な情報発信の具体的検討のため、民間企業において広報経験のある方を、復興庁スキームにて人材配置

**② 平成26年度での提言反映の取り組み**

3. -① 上記の検討会で整理した内容の具現化を図る。
3. -① タブレット端末による情報提供及び”絆”の維持の確保について事業展開予定。

**③ 提言内容に対する今後の取り組み方針**

3. -② 提言内容にある丁寧な説明に心がける。

分野	IX 津波被災地	分野内の整理	1. 防災集団移転事業について
----	----------	--------	-----------------

**1. これまでの取組みと成果の概要（現状）**

- ・昨年10月に策定した「浪江町復興計画(第1次)」において、津波被災地の復興の方向性が示された。
- ・昨年10月、「復興計画」を受け「津波シミュレーション策定業務委託」(復興交付金)を発注。
- ・津波被災者を対象にした「津波被災者の集団移転に関するアンケート」調査を実施。  
(配布数:599、回収数:347、回収率:57.9%)  
【帰町の意味:戻る23.1%、戻らない41.7%、わからない34.1%】
- ・平成25年6月「防災集団移転促進事業計画策定業務委託」(復興交付金)を発注。
- ・災害危険区域の設定については12月議会に上程予定。(浸水深2mの範囲を基本として指定予定)  
※災害危険区域に指定された場合には、居住用建物の建築などが制限される。
- ・防災集団移転事業を実施するための計画策定中(今後アンケート、懇談会等を通じて詳細を決めていく)

**2. 部会での議論の概要（課題）**

- ・同じ町民でも津波被災地の方とそうでない方ではまちづくりの感覚が異なる。津波被災地の方の意見を踏まえた議論が必要。
- ・津波被災地の方の心情は切羽詰まっている。早急に方向性を導き出すことが必要。
- ・津波被災地の町民はここ2～3年が判断の時。(特に津波被災地の方は住宅が流失しているため、避難先で家を購入を考えている方が多い。)例えば、○年後に○○地区に復興公営住宅ができるなどの目標が示されると、判断ができる。高齢者は時間がない焦りがるので、具体的な目標を早急に示してほしい。
- ・防災集団移転事業で整備した住宅に実際の入居が少なかった場合、他地区の方が入れないということではなく、特例措置などで幅広く、柔軟な対応ができるようにしないと事業が進まない。
- ・防災集団移転事業(津波被災者対応)だけでなく、帰還困難区域の住民が集団移転できる事業を創設できないか。帰還困難区域は住宅があっても長期的に帰れない。

**3. 部会からの提言（課題解決のための提言）**

- ① 津波被災地の居住者の帰町への判断は非常に難しい。早急に防災集団移転の移転先や整備期間・事業内容などを提示し、判断ができる材料を整理すること。
- ② その場合、津波被災者の意向を十分に把握するように、説明会や意見交換会などを実施すること。
- ③ 帰還困難区域においても長期間帰還できないため、津波被災地防災集団移転事業と同様な制度の構築を国へ要望すること。また防災集団移転事業とその他の事業とで柔軟な対応ができるなど避難者視点の制度運用をするよう国に申し入れること。

**4. 目的達成のための手法案（課題解決のための具体的なアイデアの提案）**

- ① 防災集団移転事業に関しアンケート等による住民意向調査の実施。(早急な規模や内容の整理)
- ② 対象者への説明会や意見交換会の実施と住民の意見や意向を計画に反映させる。
- ③ 津波被災地の住民だけでなく、町内における町民の住宅確保についての制度構築を国へ要望。

《提言反映状況》

**① 提言後、今年度内での取組み**

- <3. -①>  
・平成25年12月に、集団移転に関する意向調査実施に際して、防災集団移転促進事業を柱とした住宅再建及び支援内容についての資料を送付した。資料では、移転元の土地の買取り、住宅資金借り入れの利子補給や引っ越し費用等の住宅再建支援策、災害公営住宅の整備、移転先候補地について現段階での町の方針を示した。
- <3. -②>  
・平成25年12月に集団移転に関する意向調査を実施した。調査の結果、回答率は66.2%であり、帰町意思に関しては戻ると決めている=3.1%、戻りたいと考えている=13.9%、わからない=11.5%、戻る可能性は低いと思う=24.4%、戻らないと決めている=46.4%であった。また、移転候補地の希望は、有効回答数180に対して、現時点では判断できない=25.0%となっているものの、候補地以外を希望する方は3.9%であり、残りは町が示した3候補地のいずれかを希望している。
- ・平成26年1月13日と19日に集団移転に関する地区毎の説明会を開催するとともに、1月23日から2月8日の期間に、仮設住宅2カ所、県内3カ所、県外2カ所において懇談会を実施した。また、実施に際しては疑問点や意見を広く集めるために質問シートを事前に配布し、各会場で回収した後に1件ずつ個別に電話対応を行っている。
- <3. -③>  
国に対し、同様の制度構築を継続要望

**② 平成26年度での提言反映の取組み**

- <3. -①>  
・防災集団移転促進事業は平成25年度内に事業認可見込みであり、平成26年度から本格的に事業を進める予定である。
- ・平成26年度は上半期に移転元買取りの土地権利調査と手続き準備、住宅支援策の要綱の整備と手続き準備、帰町希望の住民を主体とした意見交換会を基にした移転先の決定を行い、説明会と郵送にて情報の提供を行っていく予定である。
- ・平成25年度に引き続き、「津波被災地復興だより」を年に4回程度発行し、事業状況の情報提供を行う予定である。
- <3. -②>  
・移転先の場所および移転先団地の区画割や整備内容については、移転先への住宅再建希望者を中心とした意見交換会を実施し、計画内容へ反映していく予定である。
- ・意見交換会は、平成26年度上半期に3回程度実施予定であり、実施結果は回ごとに整理して津波被災対象世帯に郵送したいと考えている。
- <3. -③>  
国に対し、同様の制度構築を継続要望

**③ 提言内容に対する今後の取組み方針**

分野	Ⅹ 津波被災地	分野内の整理	2. 共同墓地について
----	---------	--------	-------------

**1. これまでの取組みと成果の概要（現状）**

- ・昨年10月に策定した「浪江町復興計画(第1次)」において、津波被災地の復興の方向性が示された。
- ・大平山に新たな墓地を整備し移転。(流失した請戸・中浜・両竹地区の墓地を集約)
- ・埋蔵文化財の調査完了。土器等が発掘されたが、県と協議した結果、盛土して文化財を保護することとなった。
- ・相双保健所へ共同墓地整備の連絡済。相双農林に農振除外・農転の相談済。
- ・今後の方針
  - 基本設計(10月)
  - 用地測量(11月)
  - 実施設計(11月～2月)
  - 用地買収(来年1月)
  - 墓地経営許可申請(来年3月)
  - 完成予定(来年8月)

を予定として進めている。

**2. 部会での議論の概要（課題）**

- ・共同墓地のような実現可能なものは早急に実施すべき、復興の象徴として行うことも必要。請戸地区の方々はお墓参り、納骨もできない状況であるので、心情を考えると町づくり計画の策定を待たずに先行して墓地移転を進めることが必要。
- ・請戸地区に住んでいなく、お墓だけが合った方ももれなく共同墓地に入れるようにしてほしい。
- ・文化財の問題や双葉町に予定されている中間貯蔵施設の場所などを考慮し、整備後再度移転するようなことがないように確認しながら進めてほしい。
- ・共同墓地の素案の説明をきいたが、地元の方は決定事項だと思い込んでいるので意見がでなかった。しかし、例えば進入路も1本だけである、また墓地だけでなく、避難場所などの目的を持つ施設にしてほしいと思っている人もいた。設計にあたっては地域の意見をもっと吸い上げてもらいたい。
- ・慰霊碑については、各地区につくるのか？町として共同慰霊碑をつくるのか？町で一つとする場合、請戸の共同墓地内では他地区の人が気をつかう。共同慰霊碑の場所は緑地公園と併せて別な場所につくるべきではないか。
- ・帰還困難区域の墓地についても、高線量地区であるためお墓参りや納骨ができない状況。移転費用などを公的な費用でできる仕組みの構築を検討してもらいたい。
- ・共同墓地は請戸地区の住民の強い要望により、まちづくり整備計画に先行して整備が決定した。地区住民の要望があれば、まちづくり整備計画に先行して整備できることには疑問を感じる。

**3. 部会からの提言（課題解決のための提言）**

- ① 墓地移転事業については、津波被災者の心情を鑑み、まちづくり整備計画(町全体計画)の策定をまたずに、先行して取り組むこと。ただし、共同墓地は例外であり、施設整備等はまちづくり整備計画に従って行うことを原則とする。
- ② 共同墓地の設計にあたっては、地元の方の意見を十分に考慮して進めること。また請戸には住んでいなく墓地だけの方も早急に調査をし、すべての方が移転できるようにすること。
- ③ 共同墓地の整備にあたっては、単なる墓地だけでなく、津波の際の避難場所も兼ねられるような施設整備を検討すること。
- ④ 帰還困難区域においても、高線量のため墓参り、納骨もできない状態である。同様な墓地の移転事業などの創設を国に要求すること。
- ⑤ 合同慰霊碑は、町民の総意に基づいて場所を決定する。

**4. 目的達成のための手法案（課題解決のための具体的なアイデアの提案）**

- ① 共同墓地については、まちづくり計画の策定を待たずに、早急に事業実施
- ② 整備してから再度移転することがないように、関係機関との協議・調整の実施
- ③ 共同墓地の内容については、住民説明会や意見交換会などで地元の方の意向を把握

**《提言反映状況》**

**① 提言後、今年度内での取組み**

- <3-①>
  - ・東日本大震災復興交付金を財源として、今後実施予定の防災集団移転促進事業の効果促進事業として平成25年6月より設計委託業務等を発注している。年度内では、共同墓地の整備を優先して進めており、施設整備等については次年度に検討するものとする。
- <3-②>
  - ・平成25年10月に「請戸共同墓地設置に伴う 移転希望調査」を実施したところであり、その中で共同墓地の基本設計図を示したところであるが、概ねの賛同は得られたところである。また、各行政区の説明会・懇談会においてもジオラマを展示し、好評を得ているところである。
  - ・地域外において共同墓地を所有していた者については、平成26年1月「広報 なみえ」において情報を求めたところであり、平成26年2月末現在23名から連絡をいただき、うち16名から移転希望の回答を得ている。
- <3-③>
  - ・周辺整備の検討については次年度実施する。
- <3-④>
  - ・共同墓地の除染の実施
- <3-⑤>
  - ・共同墓地を優先に整備することを目的としており、今年度内の取組みは予定していない。

**② 平成26年度での提言反映の取組み**

- <3-①、③>
  - ・周辺整備については防災機能を兼ねた公園整備を検討しているところであり、平成26年度内に実施設計を行い、同年度内での完成を目指す。
- <3-②>
  - ・共同墓地の整備においては、行政区の意見を尊重する。また、「津波被災地復興だより」を通じて広く対象住民へ通知することを予定している。
  - ・区域外所有者の把握については継続して実施する。
- <3-④>
  - ・共同墓地の除染の実施
- <3-⑤>
  - ・共同墓地周辺整備において設置予定である慰霊碑については、津波で犠牲になった方々の鎮魂を目的として整備を予定するものであり、対象となる地区住民の方々の意見を尊重したうえで計画する。

**③ 提言内容に対する今後の取組み方針**

分野	IX 津波被災地	分野内の整理	3. 太陽光発電について
----	----------	--------	--------------

**1. これまでの取組みと成果の概要（現状）**

- ・津波による農機具類の流失、農業インフラ等の損壊、原発事故による放射線の影響、あるいは風評被害の懸念などにより、農地としての利用が困難な状況。農地に太陽光パネルを設置して土地を有効利用するとともに、地権者への賃借料による生活再建に役立てる。
- ・太陽光発電については事業者による設備認定済であるが、予定地が第1種農地であるため農地転用、農振除外の手続きが難しい。今後県の復興整備協議会へ計画案を提出し認可手続きをする予定。
- ・転用が決まれば送電線の整備や用地交渉・パネルの設置など進んでいく。送電線の整備に時間がかかり4年程度の時間を要する。
- ・優良農地ではあるが、地権者で営農再開意欲のある方が非常に少ない。また作物をつくっても風評被害の心配がある。
- ・事業化が進めば、事業者と利益の地域還元について協議を進めていくこととなる。
- ・設置予定地については、仮置き場や減容化施設の配置によって再考することもある。

**2. 部会での議論の概要（課題）**

- ・太陽光発電事業をやる目的を明確にすべき。太陽光発電を他地域でも多く採用しているので、浪江町も同様に取り組むようにしか見えない。
- ・第1種農地を転用することに対して抵抗がある。農地を活かすことも検討すべきではないか？
- ・一方で、今、浪江町内で生産した農作物は売れないだろう。電気は売電可能である。また地権者の多くは農業の再開を考えていない。農業の再開には、農地の再生だけでなく担い手の確保も必要。
- ・大手メーカー実施主体となる太陽光発電では、町に利益還元がされないのでは？町が主体となり、町民から出資を募るファンドを創設できないか？
- ・一方、小さい会社などでは信頼性が不安、またコストもかかる恐れがある。

**3. 部会からの提言（課題解決のための提言）**

- ① 太陽光発電事業を進める上で、何のために実施するのか事業目的を整理すること。
- ② 太陽光発電事業による利益が浪江町に還元されるような仕組みづくりを検討すること。
- ③ 建設予定地が優良農地であるため、農地を活かすことも再度検討すること。

**4. 目的達成のための手法案（課題解決のための具体的なアイデアの提案）**

- ① 事業目的を整理して、町民・事業者・地権者の理解を得る取組みを実施。
- ② 事業利益が町に還元されるような仕組みづくりの検討。
- ③ 太陽光パネル設置と農地保全、農地再生との事業併用の可能性の検討。例えば、農地への影響が少ない高い位置に太陽光パネルを配置するタイプの導入を検討する。

**《提言反映状況》**

**① 提言後、今年度内での取組み**

- <3-①>
  - ・津波および原子力災害により従来の農業経営が困難になった沿岸地域について、抜本的な土地利用を検討することが難しい状況である。そのため当面の土地利用として売電事業実施における原発依存からの脱却、地域および地権者への利益還元を事業目的とする。
- <3-②>
  - ・売電収入が地権者への賃借料のみならず、地域還元(復興、健康、教育などの分野)できる仕組みを事業者と検討している。
- <3-③>
  - ・太陽光発電事業については、津波被災地域の当面の土地利用として位置づけており、将来的には営農再開も可能性を含めた検討を実施したい。

**② 平成26年度での提言反映の取組み**

- <3-①>
  - ・事業目的遂行のために、事業化へ向けて取り組む。
- <3-②>
  - ・引き続き事業者との調整を図り、説明会等で地権者への理解を求める。
- <3-③>
  - ・引き続き検討する。

**③ 提言内容に対する今後の取組み方針**

（この欄は空欄です）

分野	Ⅹ 津波被災地	分野内の整理	4. 津波被災地の土地利用について
----	---------	--------	-------------------

**1. これまでの取組みと成果の概要（現状）**

- ・防潮堤の高さはTP7.2m(現在は6.2m)で整備予定(県事業)。この高さはL1津波(100年に数度おきる津波)に対応したもので、今回のような大津波(L1津波)を防ぐ高さではない。今回の津波を防ぐ高さにするには、際限なく高い防潮堤をつくることとなり、海の見えないコンクリートの壁の地域となる。そのためL2津波の場合は逃げることを想定したまちづくりとするため、災害危険区域の設定をすることとしている。
- ・ガレキ置き場や焼却施設についても沿岸部に設置予定である(設置主体は環境省)。今後地域住民に設置についての説明をしていくこととなる。
- ・防潮堤から200mの範囲は防災林として整備する予定。防潮堤で防げなかった津波の緩衝帯となるように整備。
- ・災害危険区域の指定については、12月議会に上程予定。町としては浸水深2mの範囲を基本として指定したいと考えている。浸水深が2m前後の地域は個別に意向調査を行う予定。災害危険区域に指定されると新たな居住用建物の建設、宿泊を伴う事業、入院を伴う病院や診療所の建設などが制限される。(事業所や倉庫などは可)

**2. 部会での議論の概要（課題）**

- ・コンクリート壁の防潮堤のみ整備すのではなく、自然の地形を活かし景観にも配慮した防潮林も併せて整備する必要がある。
- ・沿岸部の土地利用について、復興を加速するためガレキ置き場や焼却施設を設置するのは仕方がないことだと地元住民は理解している。しかし、利用された土地とされなかった土地があると、不公平が生じる。災害危険区域に指定され、建物も建設できない土地であるので、残地が残らないよう活用してほしい。
- ・津波被災地への説明で「津波被災地の復興」「ガレキ置き場や焼却施設の整備」「除染関係」を別々に住民説明とせず一括した説明をしてほしい。とくにガレキ置き場は町全体の復興を考えた場合、最優先の課題である。津波ガレキの処理は環境省が主体で進めているが、町も十分に関与し、早急に進むようにしてほしい。
- ・東日本大震災の合同慰霊碑を含むメモリアル公園などは町民の声をよく聞いて進めてほしい。

**3. 部会からの提言（課題解決のための提言）**

- ① 防潮堤の整備にあたっては、周辺の景観に配慮した整備を福島県と調整すること。
- ② 津波被災地の土地利用については、多くが災害危険区域に設定されることから事業残地がないように、有効に活用すること。
- ③ 津波被災地での住民説明においては、土地利用方針を一括して説明するようにすること。(事業単位での説明では津波被災地復興の全体像が把握できないため。)

**4. 目的達成のための手法案（課題解決のための具体的なアイデアの提案）**

- ① まちづくり計画検討部会において、進行管理部会から出された意見も考慮して具体案の検討。
- ② 津波被災地の地域住民への説明は、地域の土地利用の全体像を示すなど説明に配慮。
- ③ 国・県事業に対する、町の関与の強化。(事業の加速化のために町として申し入れ)

**《提言反映状況》**

**① 提言後、今年度内での取組み**

**② 平成26年度での提言反映の取組み**

<3-①>  
 ・県事業であるため、提言いただいた内容を含めて、県と協議をおこなう。

<3-②>  
 ・国(復興庁)、県関係機関および町関連部局との連携を図りながら、引き続き津波被災地の有効な土地利用について検討していく。

<3-③>  
 ・平成26年度についても継続して実施する。

**③ 提言内容に対する今後の取組み方針**